

# 平成31年第2回能登町議会3月定例会議 会議日程表

3月6日から3月15日（10日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	3 月 6 日	水	午前10時00分	本会議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	3 月 7 日	木		委員会	
第 3 日	3 月 8 日	金		委員会	
第 4 日	3 月 9 日	土		休 日	
第 5 日	3 月 10 日	日		休 日	
第 6 日	3 月 11 日	月		休 会	
第 7 日	3 月 12 日	火	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 8 日	3 月 13 日	水	午後1時30分	本会議	一 般 質 問
第 9 日	3 月 14 日	木		休 会	
第10日	3 月 15 日	金	午後1時30分	本会議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開会（午前10：00）

## 開 議

### 議長（河田信彰）

ただいまから、平成31年第2回能登町議会3月定例会議を開会いたします。ただいまの出席議員数は、14人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本3月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から3月15日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 会議録署名議員の指名

### 議長（河田信彰）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

7番 市濱 等 君、

8番 小路 政敏 君を

指名いたします。

### 諸般の報告

### 議長（河田信彰）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に、町長より別冊配付のとおり、議案47件が提出されております。

次に、監査委員から、平成30年11月分、12月分、平成31年1月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、町長から「町長の専決処分事項の指定に関する条例」の規定により行った1件の専決処分について、報告第3号として報告があり、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

## 議案上程

### 議長（河田信彰）

日程第3、議案第5号「平成31年度能登町一般会計予算」から、日程第49、議案第51号「能登町教育委員会委員の任命について」までの47件を一括議題といたします。

## 提案理由の説明

### 議長（河田信彰）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂 君。

### 町長（持木一茂）

本日、平成31年第2回能登町議会3月定例会議の開会にあたり、議員各位には、日頃から町政運営に対して多大なるご理解とご支援を賜り、心から感謝を申し上げます。

ここに、平成31年度の当初予算案をはじめ、諸議案のご審議をお願いするにあたり、私の所信の一端と主要施策等の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

まずは、天皇陛下のご退位について申し上げます。本年4月30日、天皇陛下がご退位され、皇太子殿下が翌5月1日にご即位されます。

天皇陛下におかれましては、ご即位後、30年の長きにわたり、日本国及び日本国民統合の象徴として、皇后陛下とご一緒に全国各地のご公務に務められ、また、大規模な自然災害が発生するたびに被災地をご訪問になるなど、常に国民の幸せを第一に考えられ、国民に寄り添われてこられました。

平成8年9月に珠洲市で行われた、第16回全国豊かな海づくり大会にご臨席され、併せて地方事情ご視察の際に当町にも御立ち寄りいただき、縄文真脇遺跡や石川県水産総合センターをご訪問され、集まった町民にやさしいお言葉とあたたかい笑顔でご対応してくださいました。

現在、国内では様々な「御在位30年慶祝行事」が行われております。去る2月24日には政府主催により「天皇陛下御在位30年記念式典」が天皇皇后両陛下ご臨席のもと、東京・国立劇場において盛大に執り行われました。私たちも、天皇陛下のご退位と皇太子殿下のご即位が国民の皆様のご祝福の中で、

つつがなく行われることを心からお祈り申し上げます。

ここで、改めて合併後の「平成」を振り返りますと、平成17年、能登町がスタートした年に能登海洋深層水施設がオープンしました。平成18年は、「小木とも旗祭り」が県無形民俗文化財に指定されました。平成19年3月、能登半島地震が発生し当町も震度5弱を観測しましたが、幸いにして大きな被害の発生には至りませんでした。平成20年は、鶴川の「いどり祭り」が県無形民俗文化財に指定され、翌年の平成21年は、能登高校が開校し、「能登高校を応援する会」が設立されました。また、「奥能登のあえのこと」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。平成22年、宇出津港いやさか広場、そして北河内ダムが完成し、翌年の平成23年には、能登町音頭が完成しました。平成24年は、千葉県流山市、宮崎県小林市と姉妹都市の盟約を締結しました。平成25年、皇太子殿下が「第16回全国農業担い手サミット in いしかわ」にご臨席の際、春蘭の里をご視察されました。平成26年には、能登町観光・地域交流センター「コンセール・のと」が完成しました。平成27年、「灯り舞う半島 能登～熱狂のキリコ祭り～」が日本遺産に認定されました。平成28年には、旧宇出津公民館に「まちなか鳳雛塾」が開塾しております。一昨年の平成29年は、宇出津港水産物鮮度保持施設、水産物加工処理施設が完成しました。そして、昨年の平成30年、主要地方道能都内浦線の真脇トンネルが開通しました。また、「能登のアマメハギ」がユネスコの無形文化遺産に登録されました。

主なものを掻い摘んで申し上げましたが、この他にも本当に様々な事がありました。能登町が誕生して14年間、私は能登町長として町政の推進に全力を傾けて参りました。この間、多くの町民の皆様や議員の皆様から温かいご指導、ご助言をいただいたことに対し、深く感謝申し上げます。

町政運営に関しまして、平成18年度から10年間の「第一次能登町総合計画」では、「奥能登にひと・くらしが輝く ふれあいのまち」を将来像として掲げ、「一歩前へ進むまちづくり」を進めて参りました。

平成28年度からの「第二次能登町総合計画」では、「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐ まちづくり」を基本目標として、住民が自信と誇りを持つ町づくりと未来の能登町を支える人づくりに取り組んでいます。また、喫緊の課題でもあります、人口減少や少子高齢化に対しましては、平成27年10月に「能登町人口ビジョン」と「能登町創生総合戦略」を策定し、人口減少対策を講じております。特に官民連携で組織した「能登町定住促進協議会」が中心となって、移住定住の受入体制を整えた結果、これまでに82世帯136人のUIターン者の移住につながっているところでもあり、引き続き移住定住の促進に取り組んでいきたいと考えております。

ハード面におきましては、平成31年度に「新統合庁舎」「柳田・内浦総合支

所」「海洋教育研究施設」「のと九十九湾観光交流センター」が完成し、2020年1月からは新庁舎での業務を開始する予定であります。

このように、平成31年度はこれまで進めてきました大型事業が完成となる節目の年であり、これらのハードは、今後の能登町の基盤をつくるための投資であると考えております。これらハードを活かしながら、全職員が一丸となってソフト面の充実を図り、町の活性化と住民サービスの向上に努め、能登町の未来へつなげていかなければならないと考えております。

当町の財政状況であります。これまでの集中改革プランや定員適正化計画の実施による経常経費の削減に加え、計画的な繰上償還の実施により、公債費や町債残高の縮減を図り、財政指標については、一定の改善の効果を上げております。

しかしながら、歳出面では、今後は人口減少問題対策費や高齢者増による社会保障関係経費の増加をはじめ、近年の大型プロジェクト実施による公債費の増加が予想される事、そして、歳入面では、依然、地方交付税などの依存財源に頼る体質であり、財政力を示す指標は低水準で推移しております。

平成31年度の予算編成にあたりましては第2次総合計画に掲げました取り組みをさらに加速するとともに、能登町の未来へつなげる施策を着実に推し進めるべく編成いたしました。

それでは、平成31年度の主な取り組みについて、第2次総合計画の施策の大綱に沿ってご説明いたします。

はじめに、第1の施策の大綱、「自然環境との絆を大切にしまちづくり」についてであります。

これは、環境教育の普及と実践を通して、世界農業遺産である「能登の里山里海」を保全し、次代へと継承する取り組みと、省エネルギーやリサイクルを積極的に推進し、循環型社会の構築を目指すものです。この施策として、「天皇陛下御在位30年記念植樹」を行うほか、「世界農業遺産推進事業」では、世界農業遺産活用実行委員会や能登G I A H S（ジアス）推進協議会への負担金を計上し、「環境にやさしい町づくり推進事業」では、引き続き木質バイオマスストーブや住宅用太陽光発電システムの普及を促進します。

次に、第2の施策の大綱、「誰もが住みよいく感じる地域が一体となったまちづくり」についてであります。地域の特色を生かしたまちづくりを推進するための施策として、「道路整備費」では、社会資本整備総合交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業を継続して計上しております。また橋梁・トンネルについても、計画的に点検を実施し、メンテナンスを進めるほか、新統合庁舎へのアクセス向上のため、梅ノ木川河川橋の建設工事を実施いたします。

「小木地区都市再生整備計画事業」では、のと九十九湾観光交流センターの

外構整備を行うほか、小木地区町民研修センターを地域交流センターとして整備し、小木地区の都市環境整備を図ります。

また、平成19年度に策定した「町野川洪水ハザードマップ」を更新し、町野川流域の洪水対策を推進します。

「非常備消防費」では、引き続き消防団員の準中型免許取得への助成等を実施し、消防団員確保対策を強化いたします。

「防災総務費」では、地域の防災力を高めるために、引き続き防災士や自主防災組織の育成に努め、防災体制の強化を図ります。

次に、第3の施策の大綱、「地域の魅力を生かしたしごとづくり」は、一次産業や商工業、観光業を推進し、地域の活性化としごとづくりにつなげるものであります。この施策として、「鳥獣被害防止対策事業」では、引き続き檻購入や電気柵設置などを強化し、イノシシによる農業被害軽減を図ります。

「スマート農業推進事業」では、ICTを活用し、農家の技術や経験則を数値化することで、担い手への技術継承や生産の効率化を図ります。

「畜産事業」では、能登牛の増頭に対する補助を実施し、県内最大の能登牛の産地として、能登牛生産体制の強化を図ります。

「県営ほ場整備事業」については、継続4地区と新規1地区の負担金を計上するほか、新規3地区について、採択関連経費を計上しております。

「森林環境譲与税事業」では、森林環境譲与税を財源として、自然条件の悪い森林を町が適切に整備することによって、森林の持つ多面的な機能の発揮を目指します。

水産業では、「宇出津港水産物鮮度保持施設」に自動計量選別機を導入し、施設の効率的な稼働を目指すほか、「漁船特殊保険加入支援事業」では、引き続き戦乱等特約に加入した中型イカ釣船に対する助成を行い、漁業者の安全確保を支援いたします。

「観光情報発信事業」では、新たに観光PR動画や観光ポータルサイトのリニューアルを行い、観光情報発信を強化いたします。

「のと九十九湾観光交流センター費」では、マリンスポーツ関連備品の整備やサイン改修のほか、WEBサイト制作など、開業に向けた準備を進めます。

次に、第4の施策の大綱、「健康で心に豊かさを持てる人づくり」であります。健やかに暮らせる活力ある地域社会づくりにつなげるための施策として、「配食サービス運営事業」では、年間の予定配食数を4万食と見込み、1人暮らしや高齢者世帯など、必要な方に栄養バランスのとれた食事を提供いたします。

「児童センター管理費」では、こどもみらいセンターの外壁改修を実施し、子育て支援の拠点となる施設の長寿命化を図ります。

「予防接種事業」では、新たに風しん対策事業を実施し、近年患者数が増加し

ている風しん予防を強化して流行を防ぎます。

「次世代育成支援対策事業」では、食育推進計画の策定や食育標語の募集を行うなど食育の推進を図るほか、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠出産子育て世代への対応窓口を一本化して子育て支援の強化を図ります。

次に、第5の施策の大綱、「地域を通して共に学び、まちの未来を担う人づくり」についてであります。まちの未来を担う人づくりを進めるための施策として、「能登高等学校魅力化事業」では、引き続き、国の地域力創生アドバイザー制度を活用して魅力化事業の充実を図るほか、まちなか鳳雛塾の講師を増員して運営の強化を図ります。

「公民館費」では、ユネスコ無形文化遺産に登録されたアマメハギの保存継承のため、秋吉公民館を改修して囲炉裏や展示スペース、映像機器の設置などを行います。

「三波公民館建設事業」では、老朽化しております三波公民館建て替えのため、本年度は実施設計及び旧公民館の解体を行います。

「アスリート強化支援事業」は、当町出身のオリンピック誕生を目指し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでの活躍が期待されるアスリートを支援するものです。

次に、第6の施策の大綱、「地域の絆を深め、住み続けたくなるまちづくり」についてであります。安心して住み続けられるまちづくりを推進するための施策として、「定住促進事業」では、引き続き定住促進協議会において移住・定住の促進を図るほか、移住者の住宅購入や中古住宅改築に要する経費の助成を行います。

「のと未来会議」では、まちづくりのプロジェクトを企画・実施するため、若者が集い、学びながら能登町の未来について語り合う場をつくります。

また、平成27年度に策定した「能登町創生総合戦略」の効果検証を行うとともに、第2期の総合戦略を策定し、能登町創生の加速化を図ります。

「集会所整備事業」では、比那地区の集会所を整備するほか、近年の猛暑を受けて、エアコン未設置の集会施設のエアコン設置経費を助成し、地域コミュニティの強化を図ります。

次に、第7の施策の大綱、「わかりやすい行財政と情報の共有によって、つながるまちづくり」では、住民と行政の協働による、つながるまちづくりを推進するものです。その施策として、「新統合庁舎整備事業」及び「総合支所整備事業」において、庁舎建設工事の進捗を図り、2020年1月の開庁を目指します。

「有線放送整備事業」では、柳田地区と内浦地区の各家庭までを光ファイバーで再整備し、4K8K放送への対応や高速ブロードバンド環境を整備します。

また、平成31年度から税や保険料、上下水道使用料のコンビニ収納を実施し、利便性向上を図ります。

以上、ご説明いたしました平成31年度当初予算であります、議案第5号、一般会計が、前年度比

0.1パーセント減の178億6,000万円

議案第6号から第9号、4つの特別会計の合計が、前年度比2.4パーセント減の67億8,307万1,000円、議案第10号から第11号、2つの企業会計の合計が、前年度比9.8パーセント増の48億5,728万2,000円、総合計は、0.9パーセント増の295億35万3,000円となっております。

それでは引き続き、本年度の補正予算の概要をご説明します。議案第12号から21号までは、一般会計及び特別会計、企業会計予算の補正であります。今回の補正は、国補正予算に伴う追加のほか、各款項にわたり「人件費の調整」をはじめ、「決算見込み」や「事業費の確定」による、予算の調整と財源調整を行い、繰越明許費と合わせ、今回補正予算として提案させていただきましたので宜しくお願いいたします。

それでは、補正予算を説明させていただきます。

議案第12号「平成30年度能登町一般会計補正予算(第6号)」は、6億7,231万3,000円を減額し、予算総額を192億4,217万4,000円とするものです。

歳出から説明いたします。

第1款「議会費」は、197万5,000円の減額です。

第2款「総務費」は、3億1,823万5,000円の減額です。

主な内容は、第1項「総務管理費」では、基金管理費において、基金運用益の増により基金利子積立金を追加したほか、ふるさと能登町応援寄附金事業費の確定見込みに伴う、ふるさと振興基金への積立金を追加しております。

企画費では、電気自動車充電器の電気料を追加しました。

地方創生推進費は、海洋教育研究センター整備事業において有線テレビ引込工事負担金を追加しております。

地域安全推進費は、防犯灯の電気料を追加しました。

交通対策費では、路線バス運営補助金の確定による追加を行っております。

有線放送費は、有線放送管理費において、インターネット加入者増に伴う所要経費の追加及び有線放送整備事業において国補正予算の申請に伴う追加であります。

第2項「徴税费」、第3項「戸籍住民基本台帳費」、第4項「選挙費」、第5項「統計調査費」においては、決算見込みによる減額と組替であります。



第3款「民生費」は、3,023万3,000円の減額であります。

第1項「社会福祉費」において、主な内容は、社会福祉施設費で、健康福祉の郷「なごみ」の修繕負担金を追加しております。

障害者福祉費では、障害者医療費助成事業及び障害者自立支援給付事業において、平成29年度事業費確定による国庫償還金を追加しております。

第2項「児童福祉費」は、学童保育事業及び地域子育て支援拠点事業費における過年度国庫補助金の清算金を追加しました。

第4款「衛生費」は、4,335万円の減額であります。

主な内容は、第1項「保健衛生費」において、予防接種事業及び次世代育成支援対策事業における過年度国庫補助金の清算金の追加であります。また、環境衛生費において、実績に伴い墓地公園管理基金への積立金を追加したほか、浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金を追加し、病院事業では、負担金を減額しております。

第5款「労働費」は、105万3,000千円の減額であります。

第6款「農林水産業費」は、1億2,078万9,000円の減額であります。

主な内容は、第1項「農業費」において、農業総務事務費で、土地改良協会負担金の確定による追加のほか、鳥獣被害防止対策事業では、イノシシ捕獲数の大幅な増に伴う報償費の追加をはじめ、寄附金を受けて、新たなイノシシ処理の試験材料、檻購入助成事業の追加を行いました。農業振興費では、農業振興対策事業において、国の補正予算に伴い新たに「担い手確保・経営強化支援事業」を追加したほか、農地中間管理事業で、農地集積に伴う交付金を追加いたしました。畜産業費では、畜産競争力強化対策事業の県支出金追加に伴う増額であります。

第7款「商工費」は、1,185万1,000円の減額であります。

主な内容は、商工業振興対策事業において、地域産業育成・活性化支援助成金及び県産業創出支援機構利子補給事業の確定による追加を行い、観光振興対策事業において、観光振興宿泊補助金を追加しました。

第8款「土木費」は、2,816万4,000円の減額であります。

主な内容は、第6項「住宅費」において、住宅建設費で、国庫補助金前倒し交付による財源調整と、梅ノ木団地5号棟実施設計費の追加を行っております。

第9款「消防費」は、2,015万5,000円の減額であります。

第10款「教育費」は、4,637万5,000円の減額であります。

主な内容は、第1項「教育総務費」において、育英事業費で、奨学資金償還金の実績により基金積立金を追加いたしました。第4項「社会教育費」では、社会教育施設費において、「コンセルのと」の管理費を追加しました。

第11款「災害復旧費」は5,013万3,000円の減額であります。

第12款「公債費」は、住宅使用料の充当財源の調整であります。

以上、この財源として

第1款「町税」、第4款「配当割交付金」、第6款「地方消費税交付金」、

第7款「自動車取得税交付金」、第12款「使用料及び手数料」、

第13款「国庫支出金」、第15款「財産収入」、第16款「寄附金」、

第19款「諸収入」を追加し、

第2款「地方譲与税」、第3款「利子割交付金」、第11款「分担金及び負担金」、第14款「県支出金」第17款「繰入金」、第20款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第13号は「平成30年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」です。

保険事業勘定で、1億4,162万4,000円を減額し、予算総額を、25億6,223万5,000円とし、直営診療施設勘定では、38万8,000円を減額し、予算総額を、516万8,000円とするものであります。

歳出では、保険事業勘定の「総務費」において、奥能登広域圏事務組合負担金及び基金利子を追加したほか、決算を見込んで各事業の減額と財源調整を行っております。また、「諸支出金」では、県支出金の決算見込みに伴う直営診療施設勘定への繰出金を追加しております。

直営診療施設勘定においても、決算を見込み調整を行っております。

この財源として、保険事業勘定では、「財産収入」「繰入金」「諸収入」を追加し、「国民健康保険税」「分担金及び負担金」「県支出金」を減額し、直営診療施設勘定では、「繰入金」を追加し、「診療収入」「使用料及び手数料」を減額して収支の均衡を図りました。

議案第14号「平成30年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、403万円を追加し、予算総額を3億2,037万9,000円とするものです。その内容は、決算を見込み、後期高齢者医療広域連合納付金、保険料還付金を増額するものです。

この財源として、「後期高齢者医療保険料」「諸収入」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第15号は「平成30年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」です。

保険事業勘定において、1億148万3,000円を減額し、予算総額を27億3,022万4,000円とし、サービス事業勘定では、35万7,000円を追加し、予算総額を1,837万2,000円とするものです。

主な内容は、保険事業勘定の「総務費」において、人件費の調整のほか、決

算見込みにより事務費を減額したほか、「保険給付費」では、実績を見込み給付費を減額しております。また、「地域支援事業費」では、事業費の組替や決算見込みによる調整を行ったほか、基金積立金の減額と国庫支出金等返還金を追加しております。

サービス事業勘定では、人件費の調整のほか、居宅介護予防サービス計画事業の組替と、平成31年度からサービス事業勘定の廃止に伴う基金積立金を減額しました。

この財源として、保険事業勘定では、「諸収入」を追加し、「国庫支出金」「支払基金交付金」「県支出金」「財産収入」「繰入金」を減額して収支の均衡を図り、サービス事業勘定では、「繰入金」を追加し、「サービス収入」を減額して収支の均衡を図りました。

議案第16号「平成30年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、1,251万3,000円を減額し、予算総額を6億6,153万7,000円とするものです。

主な内容は、人件費の調整及び事業費の確定見込みによる減額のほか、一般管理費では昨年水道管破裂漏水に伴う還付金と消費税を追加し、施設管理費では実績見込みにより汚泥処理業務委託費等を追加しております。

財源は、「使用料及び手数料」を追加し、「分担金及び負担金」「繰入金」「諸収入」「町債」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第17号「平成30年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、223万7,000円を減額し、予算総額を3億9,287万4,000円とするものです。

主な内容は、人件費の調整及び事業費の確定を見込んだ減額のほか、施設管理に係る所要経費の追加と財源調整であります。

財源として、「使用料及び手数料」「繰入金」「諸収入」「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第18号「平成30年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、3万1,000円を減額し、予算総額を4,854万5,000円とするものです。

主な内容は、人件費の調整及び事業費の確定を見込んだ減額のほか、施設管理に係る所要経費の追加であります。

財源は、「使用料及び手数料」を減額し、「繰入金」を増額して、収支の均衡を図りました。

議案第19号「平成30年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）」は、1,194万4,000円を減額し、予算総額を6,492万円とするものです。

主な内容は、人件費の調整のほか、事業費の確定を見込んだ調整であります。財源は、「繰入金」「諸収入」を追加し、「分担金及び負担金」「町債」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第20号「平成30年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的支出において、503万5,000円を追加し、総額を7億2,154万5,000円とするものです。

主な内容は、人件費の調整や事業費の確定による調整を行ったほか、消費税及び水道管破裂漏水にかかる還付金と特別損失を追加計上いたしました。

収益的収入は、給水収益と加入金を増額し、受託工事収益及び他会計補助金を減額しております。

資本的支出では、建設改良費の確定を見込んだ減額を行い、資本的収入では、企業債を減額しております。

議案第21号「平成30年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」は、資本的支出で医療器機購入費の確定やシステム更新費の先送りにより5,347万3,000円を減額し、資本的収入では、県補助金、長期貸付返還金を追加し、一般会計補助金と企業債を減額しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院規則の改正により、地方公務員の超過勤務命令を行う事ができる上限を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、非常勤職員の通勤の定義の変更により、勤務場所の追加等が必要なため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号「能登町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について」は、外国人登録法の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号「能登町海洋教育研究施設設置条例の制定について」は、越坂地内で整備中の能登海洋水産センター設置に伴う条例を制定するものであります。

次に、議案第27号「能登町基金条例の制定について」は、現在基金ごとに設置してある条例について、新たに「森林環境譲与税基金」を加え一本化とする条例を制定するものであります。

次に、議案第28号「能登町特別会計条例の一部を改正する条例について」は、現在4つの特別会計を設置している下水道事業について、経営の効率化と

2020年度からの公営企業会計の適用を見据え、会計を統合するものであります。

次に、議案第29号「能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」は、小木地区町民研修センターの廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号「能登町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」は、条例内における消費税の有無を統一させるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号「能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」は、新規加入時における設備設置の費用負担の公平性を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号「能登町山村開発センター条例の一部を改正する条例について」は、柳田山村開発センターが柳田公民館に移行することにより、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」は、ふれあいの里施設の満天星に年間パスポートを導入し、のと九十九湾観光交流センターの施行日を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号「能登町多目的交流センター条例の一部を改正する条例について」は、多目的交流センター使用料の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号「能登町認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例について」は、本年度末で高倉保育所を閉所することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第36号「能登町ホームヘルパー派遣条例を廃止する条例について」は、介護予防・日常生活支援総合事業により、当該事業サービスが実施されているため、廃止するものであります。

次に、議案第37号「能登町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法第228条の規定により、手数料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第38号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、低所得者に対する軽減強化により対象者が拡充されることから、所要の改正を行うものであります。

議案第39号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、水道事業の経営安定化を図るため、水道料金と加入金を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第40号「能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部

を改正する条例について」は、浄化槽設置にかかる負担金の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第41号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、入院・外来患者の減少にともない、病床の見直しを行うため改正するとともに、消費税引き上げに対応するため、各種料金の改正を行うものであります。

議案第42号「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」は、消費税の引き上げが10月1日に予定されていることから、関連する条例の一部改正をまとめた条例を制定するものであります。

議案第43号「字の区域及び名称の変更について」は、県営ほ場整備事業、柳田中央地区野田工区の土地改良事業施工による区画形状の変更に伴い、新たに字の区域及び名称の変更が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、本年度、辺地区域に該当する「瑞穂辺地」において、平成30年度から平成32年度の期間中に辺地対策事業債を充当する予定の事業がありますので、新たに総合整備計画を策定するもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、すでに議決されております辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち「当目辺地、猪平・俎倉辺地、本木辺地」の3辺地において、町道整備、林道整備、消防施設整備に辺地対策事業債を充当したく、計画の変更を行うものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号「能登町過疎地域自立促進計画の変更について」は、平成27年第6回能登町議会において議決されました能登町過疎地域自立促進計画について、本年度新たに過疎対策事業債を充当するため、計画に事業名の追加や、事業量の増加に伴う計画表を一部変更するもので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号「公の施設の指定管理者の指定について」は、のと九十九湾観光交流センターの指定管理者の指定であります。去る11月12日の能登町公の施設指定管理者選定委員会の承認を受けて地方自治法第244条の2第

6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。また、地方自治法第244条の2第5項に基づく期間の指定については、2年間としておりますので、宜しくお願いいたします。

この施設は、イカ漁を活かした観光情報の発信及び観光遊覧船の運航やマリッジジャーを行い、地域資源を活用し、地元産品の販売による地産地消に取り組む施設であり、九十九湾観光の拠点とするもので、小木地区を中心とした地域の発起人が新しく会社を設立しまして、地域の活性化を目指し、地域に根ざした持続的な管理運営を行うことが見込めることから、能登町字小木の「株式会社こっしゃえる」を指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第48号「請負契約の締結について」は、平成30年度冷房設備対応臨時特例交付金事業 能登町立柳田小学校普通教室空調設備設置工事において、去る2月20日、制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、5,336万2,800円で、珠洲市正院町の株式会社 三百苺管工が落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、4月26日に任期満了を迎えられます、能登町字布浦の「坊谷文治」氏の後任として、豊富な専門知識と経験をお持ちであります能登町字松波の「小坂智」氏を、固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号「能登町公平委員会委員の選任について」は、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字鶴川の「角 弘子」氏は、豊富な専門知識と経験をお持ちでありますので、再度、公平委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第51号「能登町教育委員会委員の任命について」は、4月26日に任期満了を迎えられます、能登町字宇出津の「上乘秀雄」氏の後任として、人格が高潔で、教育、学術及び文化に識見を有しております、能登町字宇出津の「上結謙一郎」氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、4月26日をもってご勇退されます能登町字布浦の「坊谷文治」氏、能登町字宇出津の「上乘秀雄」氏には、長年のご労苦に厚く感謝申し上げます。

以上、本定例会議に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

**議長（河田信彰）**

以上で提案理由の説明が終わりました。

### 日程の順序変更

**議長（河田信彰）**

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第47、議案第49号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、日程第49、議案第51号「能登町教育委員会委員の任命について」までの3件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第47、議案第49号から、日程第49、議案第51号までの3件を先に審議することに決定しました。

### 議案第49号～議案第51号

**議長（河田信彰）**

ただ今、先議することに決定しました議案第49号から、議案第51号までの3件を議題とします。

### 質疑、討論の省略

**議長（河田信彰）**

お諮りします。

議案第49号から、議案第51号までの3件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)



**議長(河田信彰)**

異議なしと認めます。

よって、議案第49号から、議案第51号までの3件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

**採 決**

**議長(河田信彰)**

議案第49号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、能登町字松波14字16番地5、小坂 智氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(河田信彰)**

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第50号「能登町公平委員会委員の選任について」、能登町字鶴川2字140番地、角 弘子氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(河田信彰)**

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第51号「能登町教育委員会委員の任命について」、能登町字宇出津井字104番地、上結 謙一郎氏の任命につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(河田信彰)**

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

## 再 開

### 議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時10分再開）

## 質 疑

### 議長（河田信彰）

開会日程第3、議案第5号から、日程第46、議案第48号までの44件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

なお、議案質疑の回数は、能登町議会会議規則第51条第1項及び申し合わせ事項により、同一の議題について3回を超えることができないことになっております。また、議案は一括上程されているので、上程された議案は同一の議題とみなしておりますので、ご了承願います。

質疑はありますか。

13番 宮田勝三君。

### 13番（宮田勝三）

それでは、農林水産課長にお尋ねをしたいと思います。

当初予算の91ページ、2目農業総務費の農業総務事務費。全協の中で、たしかキリシマに関係した経緯で訪英を考えておられるというようなお話だったのかなど。私は、いよいよそういう時が来たのかなどと思って聞いておりました。

そこで、訪英する時期はいつごろなのか。そしてまた、どういった方々、何人ぐらいで訪れるのか。先々でいろいろな話があるかと思いますが、まずもってそのあたりをお聞かせを願いたいと思います。

### 議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

### 農林水産課長（五田秀綱）

それでは、宮田議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

イギリスの渡航に関してなんですけれども、時期といたしましては、6月下旬から7月上旬くらいにかけてイギリスで3泊するくらいの期間で考えており

ます。それからメンバーなんですけれども、持木町長と、それから町内の園芸愛好者でつくる団体の代表者の方など五、六名程度ということで考えております。

以上です。

## 議長（河田信彰）

13番 宮田勝三君。

### 13番（宮田勝三）

町長が行くんだということをお聞きしましたので、町長に、この予算計上に当たってそれなりの思いがあったであろう。その思いの一端を聞く前に、1年間キリシマに関して大変新聞紙上に掲載されてきました。振り返って簡単にみたいと思うんですが、昨年春には英国国立のガーデンのほうへ寄贈してもらえないかという話が出てまいりました。当然、新聞紙上にも掲載をされました。そして、たしか坂東菜摘さんという方でしたか、新聞を読んでという感想文のコンクール、これに載った記事を読んだ感想文が載っておりましたし、入賞もされておりました。最後にこの方の話もちょっとさせていただきますけれども。

その後、シャーロット・ド・ロスチャイルドさんという方でしたか、オペラ歌手か何かで大変な愛日家である。そして、世界的な大富豪のお一人ということも聞いております。その方がご自分のご予定を途中でまげて、あえてキリシマの里の能登町へ半ばお忍びのような形で来町されたのは議員各位も皆さん知っているところでございますけれども、そういった方に対しての表敬もあらうかと思えますし、そしてまた、ことしの1月でしたか、改めて英国のエリザベス女王方々の宮殿でありますウインザー城というガーデンのほうに含めて4施設に植栽をするというのが大きく新聞をにぎわして1面に掲載されたと思っております。

そして、先ほど坂東さんという方の名前を出させていただきましたけれども、その感想文の末尾に、のとキリシマが海を渡る。渡った矛先、イギリスのほうで能登町にこんなにすばらしい花があるのかなということで、来町する、訪れる方がふえるかもしれない。そしてまた、英国と能登町が大変近くなる。そんな力を持っておるんじゃないかなということをその感想文の末尾に書いておられました。

そういったことを考え、そしてまた先ほど町長の説明にありましたけれども、町ではユネスコの登録のものが幾つかありますし、祭りについても登録されております。キリシマに関しては、県の歴史遺産であります。その歴史遺産の能登町の我が町の花でありますキリシマが英国へ渡るということで、一念発起を

して表敬等々、またインバウンド等々につなげていかなきゃならんという思いの中で、この三百有余の予算を計上されたと思います。

この計上に当たって、それなりの思い入れがあつてのことと思いますけれども、町長の思い入れを少しばかり一端を聞かせていただければいいのかな、そんなふうに思います。よろしくお願いします。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは、私自身の思いを述べさせていただきたいと思いますが、この話が最初にある方を通じて、のとキリシマを愛好される方々のところにお話がありました。それで私のところへ来られたわけなんです、実際、最初は難しいなという思いでおりました。そんな簡単にできることじゃないなという思いでお話を聞かせていただきました。ただ、そういった方々の熱意といいますか本気度がひしひしと伝わってきたのも事実であります。そして、今議員がおっしゃるように昨年11月の下旬にシャーロット・ロスチャイルドさんがこちらのほうにおいでになって、会食をともにさせていただきました。たまたま同い年ということもありまして、非常に和やかな雰囲気の中でお話もできたのではないかなというふうに思います。

それで、そういったイギリスのすばらしい国立のガーデン4カ所に苗木を欲しいというご要望があつたわけなんです、実際これから検疫なんもありますので非常に超えなければならないハードルというのは高いと思いますけれども、いざこれがそういった意味で、のとキリシマツツジが海を渡ってイギリスのほうに行くとなると、やはり能登町にとっては大きな宝物がまたふえるのかなというふうに思っております。

これを通じて能登町のPRにもなりますし、また、うまくいけばビジネスの可能性も生まれてくるのかなという思いもありますので、ぜひこの話を前向きに考えていきたいなという思いで今回の旅費を盛らせていただきました。

ただ、これからもっともっと詰めなければならない点はたくさんあるかと思っておりますけれども、何とかこれを成功させることで、能登町の名が日本だけにとどまらずイギリスにも広まってくればなという思いもありますので、ぜひ何とか成果を出したいなという思いで今回、6月の下旬から7月にかけて行ってきたいと思っておりますし、当然、キリシマツツジのPRはもちろんです、能登町、石川県、そして日本のPRもできればという大きな夢も持ちながらイギリスのほうに渡りたいなというふうに思っております。

**議長（河田信彰）**

13番 宮田勝三君。

**13番（宮田勝三）**

ぜひ百七十数億の一般会計予算の300万余りでありますけれども、これがこういった形にはね上がるかもしれない。そんなことを思うときに、大変貴重な訪英だと思います。ぜひとも訪英の後に、町民、そしてまた議会でいい土産話を持ってこれるように精いっぱいのご努力を願いたい。そんなふうに思っておりますので、よろしく願いをして、終わりたいと思います。

**議長（河田信彰）**

ほかに質疑ありませんか

7番 市濱等君。

**7番（市濱等）**

私は、31年度の予算説明書の8ページの一番トップに天皇陛下ご在位30周年記念植樹というふうな予算が30万円というふうに出ております。私は大変うれしいなと思っております。テレビで私、天皇陛下のお言葉なんかをお聞きしておると、自然と涙腺が緩んで涙があふれてきます。孫が見ていて、じいちゃん、どうしたかやというふうに聞きますが、それほどありがたくて、ありがたくてなりません。

しかし、予算書をくまなく探してみましたが見当たりませんでした。ところがそこで私、総務課長にお聞きをいたしました。そうしたら予算書の一般会計予算の林業総務費の需用費にあるんだというふうなこともお聞きをいたしました。

それで、いつごろどのような樹木をどこにどれくらい植えるのか。また、ご在位の標柱は石碑にするのか、そしてまた木柱になるのかというふうなことを少しお聞かせ願えれば大変ありがたいなと思っております。

農林課長、よろしく申し上げます。

**議長（河田信彰）**

農林水産課長 五田秀綱君。

**農林水産課長（五田秀綱）**

それでは、市濱議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

天皇陛下のご在位30年記念植樹ということで、林業総務費の中で、需用費の中で30万円という予算を計上させていただいております。いつどこにどれくらい植えるのか。それから、標柱は木なのか石を考えているのかということだったんですが、まずちょっと簡単にご説明しますと、天皇陛下ご在位30周年記念植樹なんです、これは林野庁のほうで進めております天皇陛下のご在位30周年及び皇太子殿下のご即位を記念して、全国にわたって記念造林や記念植樹を推進して国家の慶事——お祝い事ですよ、慶事を祝う。そこで国民参加による森林づくりを一層推進するという、そういう趣旨の取り組みの一環として能登町が行うこととなります。

現時点では、まだ余り固まってはいるんですが、平成の次の新しい時代を担っていく子供たちに参加をしてもらいながら、植栽後はその地域の人たちに愛着を持って管理していただけるような場所に植栽をできたらと、そんなふうに考えております。本数についても、まだどのくらいかとか、それから標柱も木なのか石なのかというところもこれから検討していくこととなります。ただ、先ほど申し上げたように予算30万円という限られた予算なので、どこまでできるのかということはいずれから詰めていきたいと思っております。

ただ、この記念植樹はご在位の期間である4月30日までに実施する必要がありますので、できるだけ速やかにそういった植栽の場所とか樹種などを決めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

## 議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

## 7番（市濱等）

ありがとうございます。何となれば、私、なぜ石柱にするのか、それから木柱にするのかというふうなことをお聞きしました。そしてまた、そこに表示される例えば皇太子殿下、そしてまた天皇陛下、例えば明仁天皇陛下とか、そういうふうなこともしっかりと検討されて表示していただければなというふうなことを思っております。

それは何となれば、私、30年ほど前から、ちょっとこんなことなんですけれども、私らの先輩方が内浦運動公園の中に皇太子殿下がここへ行幸されたというふうなことを表示してあるんですが、皇太子殿下、それから皇太子妃殿下とだけ記してあるんですよ。そうすると、時代がたってくると誰が誰なのかというふうなことをちょっと私は心配しまして、そのようなことをお聞きしております。できたらそういうこともしっかりと表示していただければありがたいなというふうなことを思っております。

もう一つ、樹木についてでございますが、モチノキとかクスノキとかいろんな木があるかと思えます。私は、能登半島に自生するタブノキというのを大変大事にしている一人でございます。植物学者で横浜大学の宮脇先生という方がおいでになりまして、その方が植物の権威でありまして、能登半島にタブノキが自生しているのは神のより代だというふうなことをうたっております。できたらその辺もまた学者の先生方といろいろ検討していただいて、やっていただければありがたいなというふうに思っております。

財政課長、ちょっとよろしいですか。先ほども4月30日までにこの事業は終えなければならぬというふうなお話でございましたが、1日あけるとご大典というかご即位、徳仁皇太子殿下が天皇陛下になられます。できたら、もしかしてそういう能登町としてお祝いをできるような予算というのは、予算組みはならないのかなというふうなことをご退位の話の中に私ちょっと感じたことなんです。これはまだ今ここに予算がないですから何とも言えないでしょうけれども、できたら私、全町に日の丸、ご大典のとき、ご即位のとき、日の丸を掲げて、そしてお祝いをされればどうかと。その中に、できたら日の丸を全町に配布するというふうな計画などもできればいいかなというふうなことを思っております。

#### 議長（河田信彰）

市濱議員。議案に対する質問は、上程された議案の範囲を超えないようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### 7番（市濱等）

これも大綱的質疑かなというふうに捉えておりますもので、議長のお言葉ですけれども、もう少ししゃべらせていただきたい。よろしく願いをいたします。

#### 議長（河田信彰）

何回も言わせてもらいますけれども、上程された議案の範囲を超えないようにしてください。よろしく申し上げます。

#### 7番（市濱等）

それでは、議長のお言葉でございますので、この辺でこの話は終わらせていただきたいなというふうに思います。

ただ私、一つだけ、最後になるんですが、予算説明資料の重点的な項目について黒い丸がついているんですね。これは印刷上、仕方のないのかもしれませんが

が、できたら花丸とか星のマークとか。一番最初に30万ついているけれども黒丸だなというふうなことを思いましたので、できたら参考にさせていただければありがたいなど。

この辺で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長（河田信彰）**

お答えは。

**7番（市濱等）**

できたら、よろしくをお願いします。

**議長（河田信彰）**

企画財政課長 蔭田大介君。

**企画財政課長（蔭田大介）**

お答えします。

市濱議員おっしゃっているのは内示資料の黒丸かと思います。もっとわかりやすく二重丸とか。重点事業のところを黒く強化して太字にあらわしたものとあります。来年からもうちょっと見やすいような色にしたいと思います。よろしくをお願いします。

**議長（河田信彰）**

ほかに質疑ありませんか。

14番 鍛冶谷眞一君。

**14番（鍛冶谷眞一）**

予算書の111ページ、橋の新設工事1億3,310万について、確認を含めて質疑したいと思います。

この工事は、先ほどの町長の提案理由の説明にあった新統合庁舎へのアクセス向上のため、梅の木川河川にかける橋ということがありましたが、この橋の考えでよろしいですか。

**議長（河田信彰）**

総務課長 赤阪浩幸君。

**総務課長（赤阪浩幸）**



鍛冶谷議員の予算書の111ページの橋梁の予算でありますけれども、これについては新庁舎と第2駐車場を結ぶ橋梁でございます。

#### 議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

#### 14番（鍛冶谷眞一）

それでは、この件について少し質問したいと思います。

私は、9月会議で議案質疑して反対し、それから委員長報告に対してもまた質問した。でも今回、その議案は9月において可決されました。そして今回上程された。これを今、全く否定しようとは思っていません。ここまで決まった以上はこれに従いたいと思います。ただし、もう少し確認したいので、お願いいたします。

昨年9月の定例会議で実施設計費について質疑したときに、想定する工事費として、実際に設計してみなければ、多少前後するかもしれませんが7,000万から8,000万、このように考えているというふうにご答弁をいただきました。また、歩道橋でいいんじゃないですかという提案に際しましては、歩道橋と車の通る橋の事業費はさほど大きな差がありませんというふうに答えられております。結果的には7,000万から8,000万程度の予算ということが1億3,300万を超える金額になった。7,000万と8,000万の間の7,500万を基準として考えた場合、設計費の1,200万と合計すると1億4,500万。大変な金額になるわけですね。これについて何か納得のいく説明がいただければありがたい。

そしてもう一つ、アクセス向上のためというふうに町長はおっしゃった。そのとおりだと思います。ただし、この橋に至る道路、町道8号線だと思うんですが、これも非常に狭い道路です。かつての佐々木旅館の前、今現在、看護師の宿舎の前。大変狭い道路です。このままでは当然のことながら橋に入るまでの誘導路が改良を必要とするんじゃないか。これは、たしか12月か何かの町長の答弁にありましたと思っているんですが、病院から真っすぐ来られるというふうに言っておられました。でも、あれは真っすぐではなくてかね尺手になります、必ず。同じ延長にはありません。そうすると、この道路の拡幅改修工事も必要じゃないかなということで、今ほど申し上げました金額がこれだけ大きくなったことについての説明と、それから、この先、道路の改修もあるのかないのか。この点について答えていただければ幸いです。

#### 議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

#### 総務課長（赤阪浩幸）

それでは、鍛冶谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、事業費がなぜふえたのかということでありますけれども、当初計画では役場新庁舎と第2駐車場へのアクセスを考えた車道橋の計画でありました。これは6メートルというふうに計画しておりました。概算事業費で約8,000万ぐらいかなというふうに、9月の答弁では七、八千万程度だというお答えをしましたがけれども、大体8,000万前後かなというふうに見込んでおりました。

昨年の議会に上程しましたときに、9月定例会議の総務産業建設常任委員会の審議におきまして、歩行者の安全対策、これを最優先に考えるようにというご意見をいただきました。そこで、橋梁と車道を分離、共同の車道と歩道を分離するようご意見がございました。このご意見を参考に計画を見直しまして、歩道と車道を分離した橋梁に変更いたしました。総幅員は当初計画の6メートルから9メートルというふうになりまして、事業費もふえました。また、この橋梁をかけるに当たり県の河川課とも協議をいたしまして、その協議の中でもいろいろご指摘もあった中で事業費がふえたものでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、町道の拡幅についての計画はあるかというご質問ですけれども、現在のところ、この橋梁につきましては、新庁舎完成後に東側の駐車場が満車の場合にどうしても車を第2駐車場へとめようとするときに、そのアクセスが大変不便に現状ではなるということがありますので、また河川の下流側の、事業所名を申し上げましてなんなんですが、Aコープ側の橋を渡ると、そこが狭くて大変危険な状態になります。そういったことも含めまして現在の橋を駐車場の対策としてかけるものでございますので、この点、やはり歩行者の安全を確保しなければならないということもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

#### 議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

#### 14番（鍛冶谷眞一）

総務課長のご説明、よくわかりました。ただ、私は心配なのは、6メートルの幅だったのが9メートルになって歩道も確保した。こういう話をもっと丁寧にどこかで説明してほしいですね。私は全くかやの外で、今見た分には先

ほど私が申し上げたとおりなんです。こんなにふえるのかいということになります。

やはりこれは当初予算ですから、私、この1件をもって全予算を否認、否定することではありません。ただ、もっと議会に対しても町民に対しても丁寧で謙虚な姿勢でそういうことを説明してほしい。

それから、道路に関しても拡幅の可能性はあるだろうと思っています。もともと下のほうの橋は幅員3メートルしかありませんから。あの道路がこれから先の基本の橋になるんじゃないかと、今おっしゃっている橋、それから上のジョウト橋が基本になるんであるだろうと思います。そういう話し合いをもっとしっかりできればなというふうに思っております。

いずれにしても町長の先ほどの提案理由の説明によれば、財政力を示す指標は低水準に推移されているというふうに31年度の予算についておっしゃっていました。大事な財政です。しっかり話し合い、丁寧な説明でこれからの町のために慎重な執行をお願いして、質問を終わりたいと思います。

#### **議長（河田信彰）**

ほかに質疑ありませんか。

4番 田端雄市君。

#### **4番（田端雄市）**

一般会計予算書の72ページ、配食サービス事業についてお聞きいたしたいと思っております。

今回、この事業については2,000万円計上されておまして、前年の当初の予算と比べると1,600万円から2,000万円になった。食事のほうも8,000食ふやして4万食になるという説明だったと思っております。これについてお聞きをしたいと思っております。

まず、認識をしっかり一緒にしておきたいと思っておりますので、配食サービスの対象者、それから、その事業の趣旨についてももう一回説明をお願いします。

#### **議長（河田信彰）**

健康福祉課長 大森凡世君。

#### **健康福祉課長（大森凡世）**

それでは、配食サービス事業の事業内容についてお話いたします。

配食サービスの事業内容といたしましては、定期的に居宅を訪問し、栄養のとれた食事を提供するとともに、その利用者の安否確認も行うということが大

前提でございます。利用対象者につきましては、おおむね65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯であって、日常生活において援助が必要な方で、その選定基準でありますけれども、うちの包括支援センターの職員、あるいは医療機関、それから介護支援専門員などの方から意見を付していただいて、また利用者の日常生活動作、丸つけるチェック表があるんですけれども、それも付した上で、こちらのほうで判断し決定しております。

以上が配食サービスの事業内容でございます。

#### 議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

#### 4番（田端雄市）

今ほどの対象者を聞いておりますと、65歳以上で単身世帯、そしてまた高齢者ということが一つの基準であるし、それに対して配食するかどうかということ始めるに当たっては、包括センターとかそういう職員の一つの基準をもって対応すると。このような形になっているということで、基準を言われると、なかなか当てはまらない人が多くなるのかなという感じもするんですけども、それにしてもこのように8,000食も増食して対応していきたいということなので、この形の事業は、これからますますひとり世帯とかいう形の方がふえてくる、そういうことが予想されます。

ただ、今までみたいな形の急な伸び方はしないにしても、多分高齢者、高齢世帯がふえてくる中で、また、ひとり世帯がふえていく中で、これはもっと増食してくるような、増食しなくてはいけないような形になってくるんじゃないかなということを考えております。

そういうことを考えますと、ちょっとこの間お話を聞きましたら、4万食が一つの介護施設の食事の給食の体制が大体限度に来ているということをお聞きしましたので、その後どうしていくのかということがちょっと心配なので、お聞きしました。何か考え方がありましたら答弁をお願いします。

#### 議長（河田信彰）

健康福祉課長 大森凡世君。

#### 健康福祉課長（大森凡世）

その後といいますと、実際、配食サービスなんですけれども、うちでやっている配食サービスは日常生活状態の悪い人、安否確認を行うというのが前提でやっています。実質、現状の実利用人員といいますと大体200人弱でございます。

ます。それで4万食ということになっているんですけども、現在、福祉施設内で給食をつくっていただいて配達していただくということになってはいますが、おっしゃったとおり、この量がもう限界なんですね。提供する側の資源が不足しているのです、これ以上はもうできないというような状態になっています。

さらに、普通の健常者であっても、ひとり暮らしで高齢者ということになってきますと、また買い物弱者、それから食事がうまくつくれないという人がだんだんふえてくると思うんですけども、じゃ一体どうすればいいのかということなんだろうと思いますけれども、私の考えでは、福祉の分野での提供体制というのはもう限界が来ています。資源がないのでこれ以上はできない。食品を取り扱う業者なり外食を行っている業者、町ぐるみで、どの地域に何が不足しているのかというのを全体で考える必要があるのではないかなというふうに思いますので、できれば何らかの機会を通してそういう話をこちらからも投げかけていながら検討していきたいなというふうには思っております。

#### 議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

#### 4番（田端雄市）

ありがとうございます。いずれにしても、今までこういう趣旨でしっかりやってくられた。その意味は、安否確認とあわせて非常に重要な事業だと思いますので、実際に継続していかれるような形を何とか考えていただきたい。だんだん満タンになって対応できなくなってくると、どうしても現場の対応が非常に困難になってくるんじゃないかと思うんですね。この人はあたるのに私はあたらんのかとか、つまらん話ですけども、そういう話が出てこないとも限らない。そういう意味では、できるだけ早目に手を打っていただいて、そういう対応ができるようなことも考えていただければいいかなと思います。

例えば、民間のスーパーとか弁当をつくっているところがまだこの町内にありますので、そこら辺の協力がもらえないのかどうかということも一つの考え方でしょうし、また、見回りについては、そんな頑固な見回り、何か一言しゃべらないとだめなのかとか、そういう話でもないと思いますので、おることがわかれば安否確認にもなりますから、そういう意味ではそんなに負担もかからないような形の中で、それも少しこういうシステムを考えていただいて、もし民間の業者がやるんだったらこういう形のことをしてくださいよというようなことをあわせながら、今のこの事業をしっかり、ひとり暮らし、高齢者の安否確認をしながら、また食事の体制もしていけるといふ、こういう事業をしつ

かり継続をしていっていただきたい。

このように考えていますので、どうかもうそろそろ4万食、限度に来ているということであれば、早急に手を打っていただいて、いろんな町内の知恵をいただいて進めていっていただければありがたい、このように思います。

あわせて一つお話をしておきたいと思えますけれども、今回の予算が2,000万、補助で2,000万でございますので、実際の末端価格でいきますと4,000万の事業になります。町内の4,000万の事業というのは結構な金額の事業だと思えますので、そういう意味では、そういう観点から見ても少しこの事業の部分をどのようにして町に落ちるようなお金にかえられないのかということも考える必要もあるんじゃないかなと思います。

商工会長さん、いつも言われることは、町外に消費しないで町内に消費をしてくれという話をよく言われます。私はこれも一つ、町内でしていかれる。余りふえていって、今のままでいくと町外の給食業者を呼び込んで対応することもある話です。ということも当然考えられる話ですので、そういうことも考えると、町内でどう消費に結びつけていくかということも大事な視点ではないかなと思いますので、どうか検討を重ねていただきたい。

このようにお願いしまして、私の挨拶を終わります。

#### 議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

11番 向峠茂人君。

#### 11番（向峠茂人）

当初の96ページ、農業振興費で。先般の全協の説明はちょっと早口で、いい説明聞き取れなかったのですが、農山漁村振興交付金事業で、この説明をちらっと聞いたときは農家民宿への支援と聞いていました。ここには負担金補助及び交付金と書いてありますけれども、実は春蘭の里の多田さんから誰か農家民宿やらんかといって希望者を募られているんですけれども、これはどういった支援のあり方なのか。また、何戸ぐらいの農家民宿の補助を考えておるのか。また限度額とか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

#### 議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

#### 農林水産課長（五田秀綱）

それでは、向峠議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

農山漁村振興交付金の補助金596万8,000円の件かと思いますが、先ほど議員さんおっしゃられたとおり農家民宿の開業を目指して古民家の改修を行う。具体的には春蘭の里の地域なんですけれども、平成31年度は古民家5棟を予定しています。

町がどうしてこれを応援するかということなんですが、まず春蘭の里さんのほうは国の交付金事業に採択をされています。そして、その事業というのは平成30年度と31年度にかけて2カ年行っているものなんです。2カ年で8棟を改修するという計画になっておりまして、ただ、国の交付金事業というのは、ほかの事業もそうなんです、ハード事業というのは2分の1であります。町としてもこの取り組みを推進するということで、残りの半分、全体の事業費でいうと4分の1になるんですが、4分の1を町が応援するという形になります。

国の交付金のほうは直接事業主体に入るので、ここに計上してある金額というのは町の財源のものに限っているということなんです。

あとは、補助金の上限なんです、一応1棟当たりたし200万円を上限にしていたと思います。

よろしくをお願いします。

#### 議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

#### 11番（向峠茂人）

農林課長、ごめんね。

次に、97ページの畜産業費で、能登牛PR振興事業とあるね。これは全協にちらっと聞いたのでは町内外へのPRと、そう聞いています。というのは、私の思うには、町内外というのは恐らく全国展開も考えているかと思いますが、PRする場合、生産地とか、能登牛の肉を提供する店とか、肉の部位とか、どういったたぐいのPRを展開する予定にしているのか。それをちょっとお聞かせいただきたい。

#### 議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

#### 農林水産課長（五田秀綱）

それでは、向峠議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

畜産事業事務費の中で各種協議会への負担金とか補助金を計上していますけれども、その内容のことかと思いますが、能登牛のPRなどに対する補助とい

うことなのですが、具体的にどういうことかといいますと、平成31年度から新しくやるという事業ではなくて、これまでもずっとやっていたんですが、例えば姉妹都市である流山市の市民まつりのほうへ行って能登牛を販売してPRしたり、それからあとは長野県の信濃町のほうへ行ったり、そういったこともあります。そういったものに対して、これまで幾らか応援をしてきた。そして、これからもどんどん能登牛の販売促進を図っていきたいというものであります。

#### 議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

#### 11番（向峠茂人）

最後になりますけれども、姉妹都市とか友好都市を重点的に考えているということですがけれども、予算額から見れば百二十何万そこそこで、ちょっと少ないかなと思ったけれども、課長の答弁を見たら納得できましたけれども、もっと全国展開ができれば段階を踏んで、今後頑張っていたきたいと思います。

最後に、104ページ、商工業振興費で、能登杜氏の里プロジェクト事業とありますね。能登杜氏は、日本4大杜氏の一つである能登杜氏ですがけれども、私も何回か能登杜氏さんといろいろ懇談、会食をする機会がありましたけれども、私はできれば能登杜氏の館というか記念館というか、それぐらいのことを今後構築できればと思っておりますけれども、この事業74万7,000円ですがけれども、こういった種のプロジェクト事業なのか、ご説明いただきたいと思っております。

#### 議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

#### 町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

104ページ、7款1項2目の補助金であります能登杜氏の里プロジェクト事業74万7,000円ですが、この事業につきましては、能登杜氏のふるさと「聖地巡盃」プロジェクト実行委員会という委員会があります。この委員長は能登杜氏の組合長が委員長になっております。全国に誇ります能登杜氏と能登の祭り、神社、食文化を組み合わせたまち歩きスタイルを構築する。そのことによってツアーやイベントを企画しまして交流人口の拡大を図る。そして、能登杜氏のお酒によって能登町のファンをふやすという事業であります。

その事業の内容につきましては、前年も前々年度もやっておりますが、聖地巡盃ツアーというツアーを企画しまして能登町を訪れてもらう。一つは、能登



杜氏に会いに行こうツアーというツアーを組んでおります。これは能登杜氏さんが毎年5月に品評会をやられるんですけども、その品評会の日に合わせて能登杜氏さんに会いに来て親睦を深めるというツアーをやっております。向峠議員もご存じかなというふうに思います。それからもう一つは、のと寒ぶりツアー。のと寒ぶりまつりに合わせまして、能登の冬の味覚と能登町のお酒を楽しんでもらうというツアーも企画しております。この2つのツアーに向けた取り組みがあります。

それから、町内会に向けたフェイスブックなどのPR活動も行っております。

あとは、印刷物の整備等も含めまして事業を展開するものでありますので、よろしくお願ひします。

昨年まで、ぶらり酒蔵めぐりという町内3つの酒蔵を回るイベントがありましたけれども、そのイベントにつきましては地域づくりイベントの補助金のほうに回らせていただきましたので、あわせてご説明をしておきます。

以上です。

## 休 憩

### 議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時からとしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。（午後0時00分）

## 再 開

### 議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

ほかに質疑はありませんか。

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

まずは今年度から始まるコンビニ収納について、もう少し詳しくお話ししていただけないかなと思います。よろしくお願ひします。

### 議長（河田信彰）

税務課長 干場勝君。

### 税務課長（干場勝）

それでは、ご質問にありましたコンビニ収納についてご説明いたします。

今現在、指定金融機関と、それから関係機関と協議をしております、平成31年4月から町税等が全国のコンビニで納められるようになります。あわせて北陸3県の郵便局でも納付が可能になります。これまでの取り扱いの金融機関に加えて、全国のコンビニエンスストアや、曜日や時間を気にすることなく町税を納付することができますので、利便性が上がるのではないかと考えております。

概要でございますけれども、コンビニエンスストアと北陸3県内の郵便局の窓口で納付できる町税等ではありますが、まず町県民税、それから固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料の7つでございます。これについては、平成31年4月から発行される納付書にバーコードが印刷されているものが対象であります。納付書の用紙が変わりますが、コンビニ納付は4月以降に発行する納付書ということでしたけれども、コンビニで納めるときには支払い手数料はかかりません。同時に、今までどおり金融機関窓口、役場でも納めることができます。

軽自動車税については、車検用の納税証明がつかますので、今までと同じであります。

新しく加わる納付場所ではありますが、ほとんど県内のコンビニエンスストアは対象となります。町内のコンビニエンスストアも対象であります。それから、バーコードが印刷してありますので、それを読み取りできる機械が設置してある場所で納めることは可能になっております。

と同時に、先ほどお話ししました北陸3県の郵便局の窓口でも納めることができますので、町内の郵便局でも今までは口座振り込みしか取り扱えませんでしたが、窓口では現金納付で新しい納付書で町税等を納めることができることとなります。

注意事項ですけれども、細かいところもあるんですけれども、納付金額30万円を超えるものでありますとか、バーコードが汚れて読み取りできないものについては、納付書で納めることはできませんので再発行の手続が必要になるかと思っております。

関係するところの担当でございますけれども、町税については税務課、介護保険料については健康福祉課、後期高齢者医療保険料についても健康福祉課、上下水道料については上下水道課が担当になりますので、お問い合わせしていただければと思います。

これから3月、4月にかけて、ホームページ、それから広報のと、それから案内する文書にお知らせという形で、皆さんにわかるように周知していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**議長（河田信彰）**

3番 馬場等君。

**3番（馬場等）**

課長、どうもありがとうございました。

広報のととかで、また周知していただければ。なかなか聞いただけではわからないですから、いろんな場面でまた周知していただくよう、よろしく願いいたします。

それともう一つなんですけれども、町長のほうにひとつお答えをお願いいたします。

去年の12月に一般質問のときに、平成30年度の一般会計予算が200億近くになるということで、財政規模が非常に上がっているということで、このままでは能登町も非常に心配だということで町長のほうに一般質問したときに、町長のほうから、平成31年度の予算編成においてはシーリングをかける。10年ぶりのマイナスシーリングですね。シーリングをかけるとおっしゃられました。

今、31年度の予算が上がってきました。実際にシーリングは何%ほどかけられましたか。

**議長（河田信彰）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

今の財政担当に聞きますと、一般的な経常経費を抜いて約3%のシーリングをかけたということで、ご理解いただきたいと思います。

**議長（河田信彰）**

3番 馬場等君。

**3番（馬場等）**

予算規模がだんだん大きくなると、よく言われるんですけれども、予算というのは慣性の法則といいまして、一回ついたものはそのままふえていってもなかなか減らないということで、非常に危惧しております。今、3%のシーリングをかけたと言われました。そういうことで、ぜひ予算に対しては歳入も非常

にタイトになってきておりますからよろしくお願ひしたいということと、それと、その年、年というか、その時代に定じてまた必要な予算というものをつけてはいけないというふうに、そういう事業がふえてくると思うんですね。そうした場合に、今まではつけていたけれども、つけていたものをどこかで減らし、行財政改革ではないですけれども、そういうことを一緒にやらないといけないということで、これからはひとつ財政に関してはシビアにマイナスシーリングをきっちり。ただ、当初予算に対して、また補正予算が加わると非常に大きな規模になるかなと思いますけれども、そこら辺も注意してお互いに見ていきたいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

#### 議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

9番 酒元法子君。

#### 9番（酒元法子）

予算書の59ページで、聞き逃したのかもわかりませんので再度ご説明いただきたいと思ひまして、質問させていただきます。

集会所空調設備設置事業ですか、この件をもう一度お話ししていただけますでしょうか。

#### 議長（河田信彰）

監理課 安宅義弘君。

#### 監理課長（安宅義弘）

能登町の集会所の空調機械設置補助金交付要綱を策定している最中でありまして、補助金の交付対象といたしましては、町所有及び自治組織の保有する集会所。町の集会所もありますし、内浦みたいに地区の所有する集会所があります。それを対象といたしております。

それから、施工する場合には能登町の事業所の限定ということで考えております。

それから、維持管理についても設置するエアコンは自治組織の保有する財産といたしまして、設置後の維持管理も地元の方で管理していただくというふうに考えております。

それから補助金の額なんですけれども、100万計上してありますけれども、補助金の額は補助対象経費の2分の1を考えております。大体、集会所でエア

コンをつけますと50万円前後ぐらいかかるかと思っておりますので、その半分、2分の1ということで、50万円の2分の1は25万円ということで、25万円を限度と考えております。100万円盛っておりますので、今のところ4集会所ぐらいを対象で計上しております。

今後、希望する地区でエアコンをつけたいということの調査もいたしまして、各集会所の区長さん宛てに希望案内をかけるつもりでおりますので、よろしくお願いたします。

#### 議長（河田信彰）

9番 酒元法子君。

#### 9番（酒元法子）

いろいろありがとうございました。とても詳しくお話ししていただきましたので、地区の皆様はきっと喜んでいただいていることと思います。どうか続けてこの件を毎年やっていただきたいなということをお願いいたします。

もう一回よろしいでしょうか。

ページは134ページになります。

青少年育成センター費の中での電話相談員とありますが、私、認識不足なのではないかと思っております。もう一度、この相談員の何人ほどおられるのか。そして、どこへ電話したらいいのか。いろいろここで答えできなければ後日でも結構ですし、余り知らせたくないような案件であれば後でも結構ですので、答えできる範囲内をお願いいたします。

#### 議長（河田信彰）

教育委員会事務局長 兄後修一君。

#### 教育委員会事務局長（兄後修一）

それでは、酒元議員の質疑にお答えしたいと思います。

電話相談員ということで81万の予算の要求ということで、内容についてということですので。

なんでも相談ということで、2名の方に毎週火曜日と木曜日、午前10時から午後2時にかけて相談を承っております。電話番号とかにつきましては、ホームページ、それからキャンペーン等でカードをお配りしてあるので、今、電話番号についてはお答えできませんが、相談員の方の研修等も含んだ金額を予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（河田信彰）**

9番 酒元法子君。

**9番（酒元法子）**

これは、そうするとどなたがたかけても大丈夫という今のお話だったかと思うんですが。——ですね。そうしたら、私のように知らない人もいるかと思ひまして、あえてここで質問させていただきました。

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

**議長（河田信彰）**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

#### 常任委員会付託

**議長（河田信彰）**

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第5号から議案第48号までの44件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第48号までの44件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

#### 休会決議

**議長（河田信彰）**

日程第50、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、3月7日から、11日までの5日間を休会としたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

よって、3月7日から11日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。

次回は、3月12日、午前10時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

**閉 議**

散会（午後1時15分）

## 開 議 (午前10時00分)

### 開 議

#### 議長 (河田信彰)

ただいまの出席議員数は13人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

### 一般質問

#### 議長 (河田信彰)

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっております。また、質問の回数は質疑と同様に、原則として一つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申し合わせ事項により、原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

1番 吉田義法君。

#### 1番 (吉田義法)

おはようございます。

ことは天皇陛下がご退位され、皇太子殿下が即位される新しい時代が始まる年です。能登町におきましても、新統合庁舎、内浦、柳田総合支所が完成し新たな業務体制がスタートする年であります。先日の町長の提出議案説明においても、町村合併後一区切りつき、新たな町政へ向かう思いが込められていたと感じました。

少子・高齢化、人口減少といった時代の大きな波に飲み込まれないように、一丸となり汗をかき知恵を振り絞って、あらゆる問題に対処していかなければならないと私も改めて心に刻んだ次第であります。

それでは、通告のとおり2点質問させていただきます。

最初に、鳥獣処理施設の設置に係る質問をします。

近年、イノシシの増加が著しく、能登町の昨年度の捕獲頭数が約200頭で



あったのに対し、今年度は既に1月時点で1,000頭を超えています。狩猟免許取得者がふえたことにより町内の広範囲で捕獲が行われるようになったことから捕獲頭数もふえた要因であるかもしれませんが、確実に生息数はふえていると考えられます。

そこで、私たちの生活域や農地を守るためにはイノシシと人間の生活域を分けること、いわゆる人間の生活域に入ってこないようにする方法と捕獲により生息数を減らすことが重要だと考えます。現在ある町の鳥獣害対策の助成制度について、とりわけイノシシ捕獲に対してどのような助成制度があるのか、教えてください。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは、吉田議員の質問に答弁させていただきます。

鳥獣の捕獲に対する助成制度についてであります。イノシシの捕獲報奨金の成獣の単価は、今まで4月から10月の間は1頭当たり3万円、11月から3月のいわゆる猟期は1頭当たり2万円となっております。しかしながら平成31年度からは、成獣については通年で1頭当たり3万円に改正いたします。

一方、幼獣については、通年で1頭当たり1万円です。幼獣の定義については、これまで全長から尾の長さを引いた、いわゆる頭胴長80センチメートル未満でしたが、平成31年度からは頭胴長1メートル未満に改正いたします。

今ほど申し上げましたイノシシ捕獲報奨金の単価と幼獣の定義については、平成31年度から珠洲市、穴水町と統一になるということを示し添えまして、答弁とさせていただきます。

### 議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

### 1番（吉田義法）

今ほどイノシシ捕獲の報奨金について説明がありましたが、捕獲頭数が急増しているため、報奨金の金額が下げられるのではないかと、また報奨金制度そのものがなくなるのではないかと心配される方がいます。そのようなことがあるとイノシシを捕獲しようとする人が減り、確実にイノシシがふえますので、現状の報奨金制度を維持していただきますようお願いいたします。

また、報奨金制度のほかにも狩猟免許取得に対する助成や捕獲おり購入に対

する助成など、能登町にはイノシシの駆除を促進する制度が整っていると認識しております。

次は捕獲後のことですが、以前に奥能登地域有害鳥獣処理施設建設について聞いたことがあります。その進捗状況について教えてください。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、奥能登地域における有害鳥獣処理施設建設に関する協議についてなんですが、昨年11月、奥能登4市町の担当職員と、そして県奥能登農林総合事務所の担当職員で構成します奥能登地域有害鳥獣処理施設研究会が立ち上がりました。

奥能登地域でイノシシによる農作物被害が増加し、イノシシの捕獲頭数が急増する中、各市町において捕獲後の処分が困難化するなど処分方法の検討が喫緊の課題となっております。そこで、早急な対応が必要との共通認識のもと、捕獲した有害鳥獣を処理する施設等の整備、導入について検討するため研究会を設置いたしました。研究会では、イノシシの処分場整備について、各市町単体による整備と奥能登4市町広域での整備とが協議されているというふう聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

#### 議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

#### 1番（吉田義法）

町内で捕獲されたイノシシの一部は食肉として食べられていますが、設備が整った施設でさばかれていないため販売することはできません。全て個人消費です。また、手間がかかるため、ほとんどが埋立処分場に持ち込まれるか捕獲者がみずから埋めて処分している状態です。このことから、有害鳥獣とはいえ命を奪っているので、できる限り粗末にすることなく食すことが望ましいと考えられます。よって、鳥獣処理施設は必要だと考えます。

能登町内の空き公共施設を処理施設として利用できないか。また、新たに鳥獣処理を事業とする民間を助成することができないか。町の見解をお聞かせください。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは、吉田議員の能登町内の空き公共施設を処理施設として利用できないかということですが、町内の多くの公共施設というのは補助事業等で整備されておりまして、目的外使用することは原則としてできませんが、一定の要件を満たすものならば、国と協議し許可を得た上で補助金返還すれば使用可能となることもあります。やはりイノシシの加工処理施設については、民間の空き施設を活用していただくのがよいかと思っております。

そしてもう1点、新たに鳥獣加工処理の事業化に取り組む民間の方を助成できないかということですが、町としてはそういった処理施設を考えておりませんが、民間で鳥獣加工処理施設を整備する場合の助成制度については、今後前向きに検討させていただきたいと思っております。

#### 議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

#### 1番（吉田義法）

今町長の答弁で、前向きに検討していただくというお言葉をいただきましたので、今後も引き続き、よろしく願いいたします。

続いては、町職員、一般行政職員の再任用について質問いたします。

公的年金の支給開始年齢の引き上げにより、今後、再任用を希望される職員がふえると考えられますが、再任用を行うことができる職員の基準、再任用職員の職務内容、役職、給料はどのように決められていますか。また、新年度新たに再任用される職員数と更新される人数は何人でしょうか。教えてください。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは、吉田議員のご質問に答弁させていただきます。

再任用を行うことができる職員についてであります。職員の再任用に関する条例に規定されている対象者は、定年退職者及び勤務延長後に退職した者、そして定年退職日以前に退職した者のうち25年以上勤続して退職した者で退職後5年以内の者、ただし定年の年齢に達している者に限っております。

次に、再任用を行うことができる職員の基準は、能登町職員の再任用の手續

等に関する規程によりまして、従前の勤務実績等に基づく選考によるものとされております。この従前の勤務実績等には、定年前の人事評価のほか、健康状態、免許その他の資格等が含まれております。

また、再任用職員の職務内容及び役職については、在職中の知識、経験が活かされる職務を基本としておりますが、その他として、各課職員の年齢構成、業務運営等を考慮し決定しております。

給料につきましては、給与に関する条例第3条別表第3、行政職給料表等級別基準職務表に基づきまして、職務の級、内容に応じた給料を支給しております。

また、新年度新たに再任用される職員数は、現在のところ平成30年度退職の行政職で3名、更新される職員数は平成29年度退職者の行政職で5名の計8名となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### 議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

#### 1番（吉田義法）

では、再任用希望者を役場関係以外の事業所へあつせんすることはありますか。また、過去にありましたか。ある場合は、どのような経緯であつせんされるのか教えてください。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、役場関係以外の事業所へのあつせんについてですが、あつせんというのは、間に入って双方をうまく取り持つことを言います。

当町では再任用希望者を役場関係以外の事業所にあつせんすることはありませんが、退職予定者がみずから求職活動を行うことについては規制しておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

#### 議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

#### 1番（吉田義法）

今あっせんされたことはないというふうにおっしゃられましたが、私の思いでは、そのような近い事案があったんじゃないかなというふうに考えております。事業所側が必要としているのであれば、お互いよいことだと思いますが、そうではなく、事業所側が再任用希望職員の雇用を立場上、認めざるを得ない場合もあったのではないかと考えられます。そして、ある程度の役職づけで雇用されると思われます。

やはり事業所は、外から入ってきた人ではなく、もともと働いていた人が実績と経験を積まれて役職を持たれることが望ましく、そのことが働いている方の励みや目標となり、結集される成果がその事業所の利益となり、再任用希望者を雇用することは事業者で働く方のチャンスを奪うことになっているんじゃないかなというふうに思います。事業所にとってよいことばかりではないので、今後は考慮していただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、最後の質問になります。

これまでの再任用職員について、対象者の能力が十分に発揮できる人事であったと思われませんか。お答えください。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは、再任用職員の人事についてであります。再任用の手續等に関する規程に基づきまして、職員の退職前の職歴及び希望業務の意向を把握しております。そして、意欲と能力に応じまして、培ってきた知識、経験を有効に生かせる職務に従事できるように心がけた人事を行っているつもりであります。

しかしながら、人事配置は各課の職員構成、業務運営の状況、さらに人事の新陳代謝、若手職員の育成等も目的とした総合的観点から実施されているものであります。再任用職員の知識、経験の有効活用、そして若手職員の育成、この2点を柱として職員全体のモチベーションの向上を図りながら適材適所の配置を行いまして、充実した住民サービスが提供できるように努めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

#### 議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

#### 1番（吉田義法）

今後も積み重ねてこられた経験と知識を遺憾なく発揮できるよう、それぞれ

の方を適材適所に配置していただくことと、再任用された職員の皆さんにおかれましては、これまでと同様、正義感と使命感を持ち、町民の皆様のために業務に励んでいただくことをお願いし、質問を終わります。

以上です。

### 議長（河田信彰）

以上で、1番 吉田義法君の一般質問を終わります。

次に、12番 志幸松栄君。

### 12番（志幸松栄）

改めまして、皆さん、おはようございます。

きょうは私、久しぶりに文章を、質問書を書いてきたんですけれども、書いてきたとおりに言えるか言えないか、私いつも書いてくれば必ずつまづくものですからわかりませんが、私、能登町に対して頭の中にいつもあることを交えて質問いたしますので、通告以外にはいたしません。よろしく皆さんご理解のほどお願いいたしまして、質問に移りたいと思います。

初めに、昨日、3月11日、8年前に起きました東北津波地震震災について、心より皆さんに対し、地方の人に対しお見舞い申し上げます。8年たっても、皆さん新聞報道、テレビ報道、マスコミ報道、全般的に日本の災害の根幹で、これから私たちもあの問題をどうして考えて、今後災害に遭われた後どうして考えていくかということに対して、心よりあれを教訓としてやっていかなきゃ、行動していかなきゃならんという私たち行政並びに議員は立場だと思えます。それを教訓にしながら、あの問題、災害を風化させないためにも、みんなでこの災害に対して町民のために安全・安心を勉強しながら、また教訓にしながら頑張っていきたいと思えます。

さて、本年度は、これについてよりも、まだいろんな問題があります。国のほうも国土強靱化推進、今言われた災害のこと、国民の安全・安心、指針がうたわれております。

それから、1番議員もおっしゃった4月には平成から元号が変わります。そうすると、町にとってもいろんな問題が取り沙汰されてくると思えます。

それから、10月には消費税のアップ。これはやはり社会制度、いろんな問題の状態でこういうものを国のほうで審議されて可決されたんだろうと思えます。それにつけ加えて、テレビ見ておっても何かおかしい。軽減税率とかあれとかといって、私たちまだ実際に理解されておらん問題が結構多々出てきます。

それからもう一つ重要な問題、能登町にとっては、働き方改革もがらっと労働基準問題も変わるんじゃないかなと思っております。これについて、執行部

の方も頭を悩められると思います。それから職員の方も、どういうふうにして働けばいいのかな、町のために。私たちもどういうふうにして勉強していけばいいのかなということを多々ことしの年度、31年度については変わりがありません。

その問題について、これは私、冒頭で言いました国のほうからの指針でございます。

ましてや能登町にとっては一番の問題は、人口減少。それと同時に高齢化が急激に進んでいるということでございます。それから、今まで担ってきた能登町に第1次産業、農業、林業、漁業の1次産業の衰退。それぞれの働き手の減少。そういう問題が取り沙汰されていきます。

私は、こういうものでいつも頭の中、それからテレビ報道、いつもキャッチしながら、能登町はどうなるのかな、こうなるのかなということで、ない頭を絞りながら毎日頭の中に考えております。

そういうことで、今回は平成31年度の予算書について質問いたしたいと思っております。その1点に限り質問したいと思っておりますので、町長または担当の課長の説明を受けたいと思っております。その説明によっては再質問並びにまた詳細な説明を受けたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは1点目、1点ですけれども、平成31年度当初予算についてでございます。

平成31年度当初予算を編成した中で、町長が政策の柱としている防災、福祉、教育に関連した主要事業についてお聞きしたいと思います。恐らく隅から隅まで考えながらこの178億というような一般予算をつけられたのだと思います。そういうことで、町長の苦勞した苦勞話、それから今後の期待をかける問題。

それからもう一つ、これは担当課長でいいです。当町の基幹産業である1次産業の振興対策について、どういうことを思っておられるのか、説明願いたいなど思っております。

双方のことを町長答えてもいいんですけれども、町長に与えられた苦勞話と、それから今後に向けての話をひとつ町長の言葉でお聞きして、趣旨説明を願いたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは志幸議員の質問に答弁させていただきますが、平成31年度の予算

編成についてであります。議員がおっしゃったように、平成31年度というのは、天皇陛下のご退位、そして皇太子殿下のご即位に伴いまして平成から新たな元号に変わるほか、消費税率の引き上げもあり、時代が変わる節目の年と言えるところで思っております。

当町にとりましても、新統合庁舎、柳田、内浦総合支所、海洋教育研究施設、のと九十九湾観光交流センターの完成を予定しておりまして、まちづくりにおいても節目の年であると考えております。

平成31年度当初予算では、町がこれまで進めてきた施策をさらに推し進め、未来へつなげるべく編成いたしました。

防災、福祉、教育についてですが、それぞれの主要施策を挙げますと、まず防災では、全国各地でのたび重なる大規模災害を教訓といたしまして、防災備蓄品の見直しを図るほか、消防団員確保対策や自主防災組織育成事業などを継続して取り組んでおります。

そして福祉では、日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行います配食サービス事業の充実や、風疹予防接種の実施、そして新たに子育て世代包括支援センターの設置など、きめ細かな対応ができる体制をつくります。

また教育では、繰り越し事業ではありますが、松波、小木、柳田小学校への空調設備設置工事を実施しまして、これで町内全小中学校普通教室への空調設備を完了させるほか、小中学校のパソコン更新、あるいはまちなか鳳雛塾の講師を増員し体制を強化したいと思っております。

そのほか、地方創生や観光振興、1次産業の振興や道路整備など各方面にわたって所要の予算を確保しておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

## 議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

## 農林水産課長（五田秀綱）

それでは、志幸議員の質問にお答えします。

当町の基幹産業である第1次産業の振興対策についてご説明いたします。

能登町創生総合戦略にも記載されておりますとおり、第1次産業は能登町の基幹産業であり、能登の里山里海を生かし、人材の育成と安定した雇用ができる仕事をつくっていかねばなりません。

具体的には、農林水産物の品質や付加価値を高めるとともに、商工業など各産業間の連携によって町内での生産と加工、販売の一体化による6次産業化、



地域ブランド化の促進を目指しています。

水産業の分野では、平成28年度に能登町宇出津港水産物鮮度保持施設と加工処理施設を整備いたしました。

鮮度保持施設は、急速凍結庫と大型冷凍保管庫を備えており、水産物の流通を調整できるようになったことから、魚価が底上げされ、漁業に携わる方々の経営安定と所得向上につながっております。

加工処理施設は、水産物の1次加工品や加工原料の販売など、市場ニーズに応じた商品を提供することで能登の魚のブランド力向上と消費拡大を図っております。平成31年度当初予算でも鮮度保持施設の取扱量の増加に対応するため新規設備の導入を予定しております。

また、漁船取得等に対して借入金の負担軽減を図る利子補給や、漁業共済掛金への補助、漁業協同組合等の設備整備に対する補助、外国漁船の違法操業に対する保険金の助成など、広範囲において漁業の振興を図っております。

平成31年度には、越坂に海洋生物や海洋資源について学ぶ金沢大学の生命理工学類海洋生物資源コースが開設されます。大学の持つ最先端の知見を町の水産業の振興に生かしてまいりたいと考えております。

志幸議員もおっしゃられたとおり、人口減少や就業者の高齢化など厳しい状況ではありますが、町はこれからも水産業を初めとした1次産業の振興に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

### 12番（志幸松栄）

町長並びに担当課長の答え並びに説明、今後の予定をお聞きしました。町長の答えによってということでありましたけれども、私は今こうやってチェックしておりましたけれども、細心の注意並びに今後の注意、建設の節目の年であるということによって重要視されておるんだと思います。

昨年も178億の当初予算でございました。ことしも当初予算178億ということで、大きな予算だと思って、いろいろと私は私なりに石川県の内情を勉強させていただきました。そうしたらやっぱり人口割にしては当町の当初予算が一番、1万7,000人、1人頭の人口にしましては一番大きいんですよ。皆さん、なぜ、こういう税収も下がっておりません。ただ税収も少ない折にこれだけの予算がつけられるのかなと思っておりました。

そういうことで、この予算に対して、おごることなく、また建設に対して、これは私は思うんですけれども、福祉と防災と教育ということでありましたが、

災害と教育ということで言われて、町長いつも言われておりますけれども、これについては皆さんやっぱり、私が思うには、建設というものには、これからの若者のための建設、投資だと、私は60%そう思っております。私たちお年寄りの人たちのためでもありますけれども、今後能登町に続く建設予算だと思っておりますので、また今後いろんな方面で、この建設予算が終わりましたら来年の予算について、またいろいろと勉強させていただきたいと思っております。

本年度は、それから福祉でございましてけれども、福祉のほうについても町長言われましたけれども、高齢化の取り組みいろいろ。それから防災、福祉、教育ということでいつも言われておりますけれども、教育のほうは教育長もいろいろとお知恵をおかししているんだらうと思うんですけれども、どちらのほうから言われた説明、町長か、それとも担当課長だったかなと思っておったので。まちなか鳳雛塾ということでいろいろと、5,000万だったか何千万だったか、私細かいことはわかりませんが予算を立てて、その状態の中で能登町の高校、能登高校の入学志望者がほぼ100%に近くなってきたという高校の努力。また、行政の努力によって高度な教育が受けられる学校になったということをお私に評価すべきだと思います。能登町もそこに振興費として高校に対し5,000万だったかなと思います。算出している。その中のまちなか鳳雛塾の問題だと思いますけれども、教育の町にほぼだんだん近づいてきたということでございまして、これは評価すべきじゃないかなと思っておいて、教育長、またより一層、石川県一じゃなくして日本一になるように頑張りたいと思います。

それから、担当課長の言われました第1次産業に対しまして能登町として全力で推し進めて頑張っていくということです、小さな問題、保険の問題とかいろんな振興対策をやっておりますということをお言われましたけれども、一番私は気にしておった鮮度施設、それについて付加価値の向上。今、私も現場へ出ておりますけれども、漁民の皆さんの付加価値の向上は十分徐々に上がってきております。あの12億の鮮度保持施設のために上がってきていると、私は今現在はそう思っております。

また、いろんな中で輸出産業の問題が取り沙汰されています。より一層、本年度はその鮮度保持施設を有効利用して、組合のほうは、またより一層、漁民のために振興していくんじゃないかなと思っておりますので、また担当課長、漁協の方々とお話ししながら、また現場の人と話ししながら、ひとつやっていただきたいと思いますと思っております。

それから、北朝鮮の問題、それからいろんな問題、町長も今後あると思っておりますけれども、より一層気を緩めないで、漁民の後継者問題とかいろんな問題に

も頭の中からいろいろな知恵を出して、お互いに漁協並びに町との対応をしながら今後の能登町を築き上げて。

いろんないい自然があります。いろんな農業ができます。いろんな林業ができます。そういう1次産業の活性化を願うものでございます。

そういうことで、再質問、議長、今回ありませんわ。

最後に私、この問題、町長の答えに質問、私ちょっと述べさせていただきましたが、最後に私の今後のこの予算書に対しての思っだけ述べさせていただきます。よろしいですね。お願いします。

この予算書を見まして、私はこの前、偶然にも、その時分にテレビ報道を見ていると、近くの県で、私たち能登町が合併したときのような大変な状態の市があります。そういうことを報道されておりました。それを私、コンピュータのできる人に引っ張り出していただきましたけれども、今現在、市が何をやっているかという、私たちが合併したときの大変な人件費の削減、定員の削減とかいろんな状態を行って、財政の健全化プロジェクトを5カ年やって、今健闘しております。

町長並びに執行部の方々、過去を忘れず、建設その等にばかり浮かれてないで、また今後はいろんな問題で財政の問題、だんだん高齢化になってきております。その問題をひとつ考えながら今後やっていっていただきたいと思っております。

私は議員として、このごろの議会、私、一遍頓挫しましたけれども、前なら町長の提出議案に対しまして反対意見も結構あった。それで討論まで行ったことも結構多々あります。けどこのごろ、私1年、2年目ぐらいかな。そういうものは全然、町長に対しての反対意見はあるんですけども、討論まで行く、反対だということで意気込みがないんです。議会のほうも町民のための代弁者として町民の意見を聞き、チェック機能を十分に果たして議員の職務を全うしていく所存でございますので。

また、この170億の予算に対しまして有言実行で、みんなの町民の笑顔を見て、町長、楽しんでください。そしてまた来年は、先ほど言ったみたいなもので大変な年になると思います、恐らく。また来年の当初のときも、3月当初も私、同じ質問をしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

きょうはどうも皆さんありがとうございました。議長どうもどうも。

終わります、これにて。

### 議長（河田信彰）

以上で、12番 志幸松栄君の一般質問を終わります。

次に、3番 馬場等。

### 3番（馬場等）

きのうで東日本大震災が起きてから8年がたちました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い被災地の復興を心より願います。

災害は、いつどこで誰に起きるかわかりません。だからこそ日ごろからの備えが大事だということを忘れないようにしたいと思います。

そして、この日が来るたびに、私は生かされているということに感謝し、生かされている意味をもう一度問いかけたいと思います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

最近、ニュースで子供への虐待の事件を目にすることがふえています。親からの愛情をいっぱい受けて育つべきはずの子供たちが親からの虐待を受けて死んだという事実は、とても重いものです。私たちは、いま一度、子供たちを社会全体で守るということについて真剣に取り組むべきだと思います。

少子・高齢化という現象は、行政にとってはふえていく高齢者に目が行き、減っていく子供たちは後回しになりがちだと思います。少子・高齢化の時代だからこそ、将来を担う子供や孫たちのことを念頭に置いた施策がますます必要だと思います。

金沢市は、新年度の予算案では虐待の早期発見や貧困世帯に対する支援に心を砕き、新たに子どもソーシャルワーカーを配置するとしています。能登町においても今以上に社会的に弱い立場の子供たちを大事にする施策を行い、物から人への予算配分を心がけて、かじを切ってほしいと思います。

今回取り上げるのは、放課後児童クラブについてです。一般的には学童保育と呼ばれています。

放課後児童クラブとは、保護者の就労などにより放課後の家庭保育が必要な児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援する場です。政府は、働き手の減少を補うために女性の就労促進や高齢者の雇用延長などの政策を進めています。また、核家族世帯も全体の6割になり、親御さんにとって安心して子供を預けられる放課後児童クラブの需要は高まっています。

能登町においても、私が住んでいる鶴川地区において昨年度、6年ぶりに放課後児童クラブが復活しました。また、家庭の事情で途中から子供さんを預けなければならなくなったり、夏休みに預けたいと申し込んでも受け入れてもらえないという実情も今あります。

質問の前に、現在の能登町の放課後児童クラブの実情がどうなっているかを知っていただくために簡単に表にまとめてきましたので、見てください。

現在、能登町には4つの放課後児童クラブがあります。ノーム児童クラブ、

くぬぎ児童クラブ、ささゆり学童クラブ、松波こども園つくし組の4つです。

開設場所は、ノーム児童クラブはこどもみらいセンター、くぬぎ児童クラブは鶴川公民館、ささゆり学童クラブは柳田小学校、松波こども園つくし組は松波こども園にあります。

経営主体は、ノーム児童クラブとくぬぎ児童クラブは能登町、ささゆり学童クラブは社会福祉協議会が能登町より委託を受けて行い、松波こども園つくし組は松波こども園が唯一民営で行っております。

児童数及び職員数については、ノーム児童クラブは児童数が26人、職員が4人。くぬぎ児童クラブは児童数が8人、職員が2人。ささゆり学童クラブは児童数が18人、職員が7人。ささゆりの場合は職員数7人ですが、1人は社会福祉協議会の職員で常時出ていますが、あとの6人は交代で曜日によって出ております。そして松波こども園つくし組は児童数が10人、職員数が2人となっています。

能登町の場合は、開設場所も経営主体もいろいろです。隣の珠洲市も放課後児童クラブは4つありますが、珠洲市の場合は4つとも開設場所は小学校で、経営主体は全て珠洲市が行っております。開設場所が小学校であれば、学校が終わっても校外に移動せずに安全に過ごせますし、体育館や校庭なども空き時間があれば使えるようになっているとお聞きしました。

能登町においては、ささゆり学童クラブだけが小学校内で行われております。4つの学童クラブの中では子供の生活環境としては一番いいと思います。

一方、くぬぎ児童クラブは、放課後、子供たちは危険な国道を横断して公民館へ移動しています。公民館の一室をお借りしていますが、曜日によっては部屋を移動しなければなりません。部屋も狭く、定員も10人が精いっぱいです。

最初に質問したいのは、放課後児童クラブが開設されている場所についてです。学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所です。学校教育に支障がない範囲において余裕教室や特別教室を使って放課後児童クラブは行えないでしょうか。お答えください。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは、馬場議員の質問に答弁させていただきます。

馬場議員がおっしゃったように、現在、柳田のささゆり学童クラブでは柳田小学校内の専用室において放課後児童クラブを開設しております。松波小学校下では松波こども園、宇出津小学校下ではこどもみらいセンター、また鶴川小

学校下では鶴川公民館内にて開設しているということであります。

まず、こどもみらいセンターにある放課後児童クラブに関しましては、児童館内の専用室や遊具等の施設環境が充実しており、また、職員配置のことから現在のところ宇出津小学校への移設は考えておりません。

そして、昨年4月に再開いたしました鶴川校下のくぬぎ放課後児童クラブにつきましては、当初、鶴川小学校内での開設も協議いたしましたが、余裕教室がなかったこと、また施設管理面においても検討が必要だったことから、従来の開設場所であった鶴川公民館の一室で来年度も運営を予定しております。また、来年度以降においても鶴川小学校では余裕教室ができる予定はないと聞いておりますが、今後そのような余裕教室等ができる場合、また利用者からの要望や利用児童数の状況によりまして協議、検討を行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

### 議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

ここに資料がありまして、平成27年に全国学童保育連絡協議会により発表された学童保育実施状況調査によると、全国の放課後児童クラブの開設場所は学校施設内が54.2%と半数以上で、次に児童館が12.1%、公民館などの公的施設が8.2%、学童保育専用施設が7.2%と続きます。

放課後児童クラブの設置場所については、文部科学省と厚生労働省の垣根を越えて、学校での可能性についていま一度協議していただきたいと思っております。

次に問題となるのは、放課後児童クラブの需要が高まっているのに、申し込みをしても放課後児童クラブによっては入れないということです。原因の一つとしては、放課後児童クラブに入れるのは3年生までだったのが6年生まで預けられることになったのに受け入れ体制が整っていないということです。

放課後児童クラブにおいて受け入れ児童数が決まる要因となるのは、必要面積と職員配置です。必要面積は子供1人につき保育室として1.65平方メートル、約畳1畳分です。その確保が必要です。職員数は、5名以上受け入れる場合は常時複数の指導員を配置すること。障害児を受け入れるときの配置基準は、障害児1人につき指導員1人以上となっております。このように保育室の面積と職員数によって預かることのできる児童数が決まります。能登町において、特に職員数の確保が難しいことが大きな問題だと思っております。

実際に放課後児童クラブの現場を回って強く感じたことは、子供たちを預かる側の大変さです。ゆとり教育の弊害と言えるかもしれませんが、平日は授業

がびっしり組まれて、1年生でも学校が終わって放課後児童クラブにやってくるのが午後3時くらいになります。そのためなのか、学校でストレスをため込んで放課後児童クラブで感情を爆発させる子も少なからずいるそうです。ある職員さんは私に、私たちの仕事は感情労働だと言われました。毎日子供たちの感情表現に対して的確に対応するには、専門知識と子供たちへの愛情がないと務まらない仕事だと思いました。

行政は子供たちを預けて働く親御さんのほうに目が行きがちですが、職員さんのほうは子供たちの安全確保や成長を見守るという子供の立場に立っています。受け入れ人数をふやすということは、子供たちをしっかりと見守れる体制を整えるということが絶対条件です。突発的にけが人が出たときや、障害をお持ちの子供さんを預かることなどを考えると、10人以上の児童がいる場合は少なくとも3人以上の職員さんが必要だと思います。また、子供さんが好きでこの仕事をやってみたいと思っても、勤務時間が短いことや社会保険の適用がないことなどが募集をかけても集まらない原因かと思います。

現在、4つの放課後児童クラブで預かっている児童数は62人です。ですが、夏休みなどには預けたい児童はもっとふえるのに、今の職員体制では受け入れは難しいと思います。

ではお尋ねします。放課後児童クラブ職員の数と待遇について、改善はできないでしょうか。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

放課後児童クラブの職員に対する待遇改善ということではありますが、現在4つの放課後児童クラブでは、学校が終わった放課後から保護者の方がお迎えにくる夕方までの間の保育業務のため、業務の量や内容から1日4時間勤務の職員を多く必要としております。

放課後児童クラブのほかに別の業務の兼務などによりまして、その施設の運営内容により1日7時間勤務の非常勤職員もおりますが、今後も業務内容にふさわしい職員配置をしていかなければならないと考えておりますが、現在、町内の各放課後児童クラブにおきましては、石川県放課後児童クラブ運営基準に基づいた必要な人員体制を確保しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

#### 議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

つい最近もノーム児童クラブ、それからくぬぎ児童クラブにおいても人が3月いっぱい減るということで、4月から特にくぬぎのほうは1人体制になるんじゃないかということ、担当課長のほうからもいろんなお話がありました。

実際、待遇がどうしても若い人には短時間で社会保険がないということ、どんなに子供が好きであっても学童保育のほうには入ることはできないということですか、そういう環境にはなっていないということ、もう一度考えてほしいと思います。

それと、これは自分の提案なんです、どうしても職員さんが見つからないという場合は、これはあくまで能登町の仕事であって、そういった意味で役場職員さんの中で放課後児童クラブ職員さんとしての、例えば保育士の免許を持っていたりとかそういう資格がある方で、子供が好きな方じゃないとできないと思うんですけども、例えばこれは可能かどうかわからないですけども、半日は役場のほうの仕事、そして半日は学童のほうの仕事というふうに、そういう体制というか仕事のやり方はできないものではないでしょうか。もし可能ならお答えください。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

職員の身分に関しましては、辞令でやりとりするわけなんです、公務員という立場上、そういった中途半端といたらおかしいですけども、半分半分とかいうのは可能かどうか調べないとわかりませんが、ただ、職員にしてもやはり日ごろの業務というのはしっかりやっていたかなければならないので、そういった兼務辞令というのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

### 議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

きょうは生中継です、将来を担う子供たちが放課後児童クラブで安全に安心してしっかりと保育できるような体制にするには職員さんが必要だと思います。



何が起きるかわからないという子供たち。そして何回も言いますが、学校での子供たちと放課後児童クラブではじけた子供たちはまた違いますし、そういった意味で職員の確保というのは本当に必要だと思います。

また、放課後児童クラブの職員をやりたいという人はぜひ応募していただくように、よろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、私は、学校、放課後児童クラブ、教育委員会、児童相談所、警察などが子供たちを見守る組織が有機的に機能することが子供たちを家庭内の虐待や学校内のいじめなどから子供を守ることにつながるものだと思います。学校教育は何度も言いますが文部科学省、放課後児童クラブは厚生労働省と管轄は違いますが、その中心にいるのは同じ子供たちです。海外では、学校教員と放課後児童クラブの職員を同じチームの一員と位置づけることでお互いの情報の共有化が進み、教育・保育双方の質向上に役立っているとのこと。

能登町においては、学校教員と放課後児童クラブ職員の交流は行われているのか。行われているとすれば、現状どれくらいの頻度で情報交換や情報の共有化ができているのか、教えてください。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは、馬場議員の質問に答弁させていただきますが、放課後児童クラブと学校とが情報の共有化をすることによりまして教育や保育の質の向上を図り、安心・安全な環境づくりを行うことというのは必須のことだと思っております。放課後児童クラブと学校との情報共有の内容ですが、年度当初に学校から学校長や担任が放課後児童クラブを訪問しまして児童の情報交換を行っております。また、その都度、学校のお便りやお知らせの提供、学校行事等による日程変更に伴う臨時スクールバス運行の連絡等、スケジュールを中心とした情報について提供を行っております。なお、必要に応じまして児童の体調面や心の状態などの情報についても共有を行っております。

今後は、学校と放課後児童クラブ双方で子供たちの成長を見守る姿勢をより意識しながらスムーズな意思疎通ができる取り組みや環境づくりにも努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### 議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

政府は、新・放課後子ども総合プランで、学校教育においても放課後子供教室、これは文部省のほうでやられるんだと思うんですけども、その子供教室と放課後児童クラブ、学童保育を一体化してこれから行っていくということで、そういう話も聞いております。これまで以上に学校教育と放課後児童クラブとの一体感が出てくるかなと思いますので、それはやはり子供たちにとっていいことかなと思いますし、その反面、学童保育と学校子供教室とはちょっと意味合いが違いますから、そこら辺のことも考えながら一体化のほうにかじを切っ  
てほしいと思います。

最後に、放課後児童クラブは市町村が実施する事業です。放課後児童クラブの改善を進めようとするれば、それにふさわしい予算が必要です。国の交付金頼みだけでは、それは難しいと思います。能登町の財政は厳しいのはわかっています。だからこそ本当に必要なところに予算を使うべきだと思います。

ことしは能登町で保育研究大会が開催されると聞いています。この大会を契機として、能登町がどの市町よりも子供を育てやすいまちになることを期待します。

ここで一つだけ質問したいんですけども、能登町で行われる保育研究大会について少しお話ししていただければいいなと思うんですが、よろしいでしょうか。

### 議長（河田信彰）

一般質問は通告方式を採用していますので、あらかじめ通告した範囲を超えないようご協力よろしく申し上げます。

### 3番（馬場等）

では、能登町が子供たちにとって住みやすい、素晴らしい町になるように、私たち議員も頑張ってやりますので、皆さんのまたお力をいただいて、よりよい能登町にしていければいいかなと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

### 議長（河田信彰）

以上で、3番 馬場等君の一般質問を終わります。

休 憩

## 議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。再開は20分をお願いいたします。（午前11時00分）

## 再 開

## 議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時20分再開）

次に、4番 田端雄市君。

## 4番（田端雄市）

公明党の田端雄市でございます。

3月11日の昨日は、私も被災地へ心を寄せる一日といたしました。東日本大震災から8年が経過いたしました。犠牲になられた方々に哀悼の意をささげますとともに、被災された皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

今回は3件の通告をいたしました。質問を始めます。

昨年12月の議会で、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の経過措置の継続を町独自に延長したらどうかという質問をいたしました。このことについて、本年1月に国は経過措置を5年間延長することにしたという報道になっております。この背景には、全国の接種率が40%であったことが大きな要因であると思っております。

前回の答弁では本町の接種率が30%であるとのことであったが、今回の国の延長施策に対して新たな取り組みを考えられたものと思っておりますが、本町の接種率向上の策を具体的に説明をしていただきたい。

また、接種率の向上のために、前回、他市町の例を挙げ、町独自でこの事業に助成をして取り組むことを考えたかどうかという提案もいたしました。例えば、うっかり忘れて逃してしまったなどの人に対しては、今回は5年を待つことなく接種できる道を考えることもあっていいのではないかと思います。

事実、県内の実例として羽咋市が定期接種の受診を2,000円の負担で実施できることになっており、その後、任意で接種する場合、忘れたからやろうということですね。任意で接種する場合には3,000円の負担で実施することができるようになっております。

もちろん費用のかかる事業となりますが、ここで一つの考え方として、平成30年度から新たなインセンティブとして交付される保険者努力支援制度からの財源を活用することもあっていいのではないかと、このように考えるわけでござ

ございます。健康福祉課の努力によって生まれた、その努力支援制度の財源、これをさらに好循環させていくために健康福祉課で使っていく。こういう考え方でございます。いかがでしょうか。その答弁をよろしくお願いします。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは、田端議員の質問に答弁させていただきますが、田端議員がご指摘のとおり、平成29年度の当町の接種率は33.9%ということで、県内では下から2番目の接種率ということでありました。国のガイドラインでは、予防接種の対象者は、みずからの意志と責任で接種を希望する場合に行い、積極的な接種勧奨にならないように留意することとなっていることから、町では過度な接種勧奨は行っていませんが、接種対象者には個別案内をし、そして広報等でも周知を図っております。今後におきましては、接種率のよい市町の周知方法や内容について勉強もしていきたいというふうに考えております。

高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、1回の接種で生涯抗体が持続するものではなく、健康被害を防ぐために5年は間隔をあけることが望ましいとされております。また、対象者が接種を希望されても体調によっては主治医の許可が出ない場合もありますので、議員のご提案にもありますとおり、インセンティブ交付金を活用するか否かは別としまして、任意予防接種費用の助成を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### 議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

#### 4番（田端雄市）

昨年も答弁いただきまして、この接種についてはB類の接種ということで、積極的な勧奨はしない、なじまないという答弁をいただきました。その上でもなおかつ任意の接種も考えていきたい、このような答弁でございますので、非常にありがたい話だなと、このように考えております。

いずれにしても、高齢者肺炎球菌ワクチンについては、国が目の前の高齢者が安らかな日々を送っていただく、そのためにこそ必要であるという観点からの事業だと思いますので、そういう意味では積極的な勧奨はできないにしても、そういう形でもう一步進めていただければありがたいと思っております。

ここまで接種率の向上とか、接種率を伸ばせ、上げようというような質問を

重ねてきたわけでございますけれども、この事業の狙いは、今ほどお話ししたとおり高齢者の健康寿命をどのように延ばすかでありますし、またそれに伴った医療費の削減であります。

この接種率向上については、私も医師に意見を求めたところ、医療機関の姿勢によるのではないかと、このような返事もございました。町長は医学の専門でありますし、その見識をお持ちの立場から町民に対しまして親しく勧奨をしていただきたいと考えておりますけれども、一言お言葉をいただきたいと思います。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、日本人の死亡原因の第3位となっているのが肺炎ということであります。肺炎で死亡する高齢者の多くは、肺炎球菌ではなく誤嚥性肺炎が原因と聞いております。誤嚥性肺炎とは、食事中などに食べ物や飲み物を誤って気管に入れてしまい、食べ物についた菌によって肺が炎症を起こすというものであります。

誤嚥性肺炎の予防に大切なのが口腔ケアでありまして、食べかすが口の中に残っていたり、あるいは義歯の手入れがきちんとされていなかったりすると、口の中で細菌が増殖し、誤嚥で肺炎を起こしやすくなります。また、誤嚥を防ぐとろみをつけた食事の工夫なども予防策となると思っております。

ワクチン接種費用の助成も予防の一つですが、口腔ケア等もあわせて実施していくことが肺炎の予防につながりますので、口腔ケア等のソフト面について積極的に周知を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

#### 議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

#### 4番（田端雄市）

ありがとうございます。さすがに歯科医院の専門として口腔ケアが出てきましたので、ありがたい話だと思います。なかなか専門的なことは一般人にはわかりませんので。そういう意味では、今ほどの町長の答弁で1人も2人でもこの接種をしていただければいいかなと思いますし、私も今回の質問については、1人でも2人でもこれによって聞いて受診していただく。そういうことを期待

してこの質問をしたわけでございます。期待をして接種率の向上をしっかりと見ていきたい、このように考えております。

次に、国の風疹対策事業についての本町の取り組みを説明していただきたいと、このように考えております。

昨年、首都圏を中心に風疹患者が急増しまして、2017年の約31倍にまで拡大をいたしました。風疹は、インフルエンザよりも広がるリスクが二、三倍も高いと言われるウイルス性の感染症であります。特に妊婦が感染すると、赤ちゃんが難聴や心臓病、白内障などになって生まれるおそれがあります。

そこで、国は本年4月から3年間、全国で原則無料で抗体検査とワクチン接種を実施することにいたしました。無料接種の対象者は、同年代の女性が中学生のときに集団接種を実施しているのに対して、定期予防接種の機会がなかった現在39歳から56歳の男性を対象に実施するものとなっております。

さきの高齢者肺炎球菌ワクチンが任意であり、自己責任の範疇であるのと違い、風疹対策については1人の患者から5人から7人に感染すると言われており、その感染力などを考えると影響力が非常に懸念されるところであります。

本事業の効果を確かなものとして実施しなければならないと考えております。本町の具体的取り組みを町民への周知との考えで説明をしていただきたい。よろしく申し上げます。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、風疹というのは、発熱及び発疹を主な症状としまして飛沫感染により人から人へ感染し、感染力が強い疾病であります。妊娠中の女性が風疹に感染すると、子供に目や耳等の障害を含む先天性風疹症候群が生じる可能性があることから、特に予防接種を行う必要があるA類疾病とされております。

現行の制度においては、小学校就学前までに公的な予防接種を受ける機会が2回設けられております。この制度が開始されたのが昭和52年ということですが、当面の間、将来妊婦になる可能性のある思春期女子にあらかじめ免疫をつけ先天性風疹症候群の発症を防ぐとの考えに基づきまして、女子中学生を対象に接種が行われてきたことから、接種機会の与えられなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を中心に風疹の抗体を持たない者が約20%存在しているということでもあります。

このような状況に鑑みまして、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日

の間に生まれた男性を風疹に係る定期接種の対象といたしまして公的な予防接種を1回受ける機会を設けることとして、平成34年3月31日までの時限措置としております。当該世代の男性には、まず風疹の抗体検査を受けていただきまして、検査の結果、十分な量の風疹の抗体がないことが判明した者に対しまして風疹の定期接種を行うこととしております。

今後のスケジュールに関しましては、まず1年目は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対しまして5月の初旬にクーポン券を送付し、抗体検査の勧奨を行います。また、事業所健診等の機会に抗体検査を受けられるような体制を整えていきたいと思っております。なお、1年目にクーポン受診券を送付しない昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性に対しましても希望によりクーポン券を発行しますし、またクーポン券受領前に自費にて抗体検査やワクチンを接種した場合には償還払いにてその費用を助成することとしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### 議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

#### 4番（田端雄市）

大変に詳しい丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございます。聞かれた方はワクチン接種の必要性と、あわせて、こういう形で町は進めてくれるんだなということが理解できたものと思っております。

私もこれについては医師にお聞きしましたところ、40歳から始まる特定健診の時期にあわせてその勧奨をし進めることによって、1回の血液検査でその抗体検査もできるという話を聞きましたので、どうか現場のほうではそういうことも念頭に置いて定期接種、それからワクチンの接種がしっかり進められるように周知、そして実際の事業を進めていただきたい、このように思っております。

それでは、3番目の質問でございます。3番目はプレミアム商品券の発行事業についての質問でございます。

ご案内のとおり、本年10月に消費税率が10%への引き上げさせていただくことになっております。この消費税率の引き上げによっての景気の影響をできるだけ軽微にするために、さまざまな施策が今回なされておるわけでございます。

例えば飲食料品に対する軽減税率の設置、それから年金の少ない高齢者に対する年金支給給付金の支給、また今回の議案にも出ておりました介護保険料の低所得者に対する軽減の強化もあわせて出ております。

それと同じような形で、今回の消費税率引き上げに対して、できるだけ生活に影響がない形で進めていきたい、進められてもらいたいという形から、このプレミアム商品券の発行事業が出てきたものであります。いわゆる低所得者やゼロ歳から2歳児を持つ子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、プレミアムつき商品券の販売を行う市町村に対して、その実施に必要な経費を国が全額補助する、このような事業となっております。

消費税率が10%に引き上げされることよっての軽減税率も設定はされておりますが、生活必需品の飲食料品以外の生活必需品の購入もかかってくることから、こういうプレミアム商品券、低所得者に対する措置がなされているものと、このように考えております。

今回これに対しまして、当初予算ではこのプレミアム商品券の事業が入っていなかった、このように認識しておりますけれども、プレミアム商品券の発行事業の認識について、まずお聞きしたいのと、また、その実施の予定か否か、それをまずお答えいただきたいと思っております。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、議員が言われるとおり、国のほうでは本年10月1日に予定しております消費税率の引き上げによる経済への影響の平準化や地域の消費喚起による地域の活性化に向け、臨時の特例措置の施策として、低所得者や子育て世帯向けのプレミアムつき商品券の販売を行う市町村に国が補助を行う予定とのこととあります。

当町におきましても、ぜひこの制度に取り組んでいきたいというふうに考えております。予算化は6月補正を予定しておりますが、助成制度の内容であります。2万円を支払い額面2万5,000円の商品券が受け取られることになっているというものであります。

この制度の対象者であります。先ほど言いましたように零歳から2歳児の子育て世帯の世帯主と平成31年度の住民税非課税者であります。また、商品券を購入する際には購入引換券が必要となりますので、この購入引換券につきましては、子育て世帯の世帯主へは直接郵送する予定であります。低所得者の対象の方に関しましては一旦申請が必要となりますので、審査の上、購入引換券を郵送することになろうと思っております。

プレミアムつき商品券の使用期限は10月1日から来年の3月31日を予定



しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

#### 議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

#### 4番（田端雄市）

ありがとうございます。6月補正で実施する計画であるということでお聞きしました。

その形の進め方もお聞きしましたので、この事業について、この発行を楽しみにしておられる町民がその事業が実施されることを楽しみにしておられると思ひますので、先ほどお話の中であった高齢者に対する申請、そして受け付けについては、しっかり周知と、実際にしっかり漏れなくできるような形で進めていただきたいと思ひます。

以上で3点の通告のお話はさせていただきました。

ここで私の持論を踏まえて、そして今回の質問の結論をお話しさせていただきます、このように思っております。

ことしの11月で公明党は結党以来55周年を迎えます。

公明党が1960年代後半にスタートしまして、最初に実績として特筆すべきものとしては、教科書の無料配布がござひます。これは福祉の事業として出したわけがござひますが、その当時、私は教科書無償の恩恵にあずかっていませんけれども、こちらにおいでる方はほとんどあずかっていないかなと思ひます。この教科書無償配布については、当時、国会でその質問を取り上げたときに、国会はもっと大きな外交問題、経済問題など国家に対する話をする、議論する場所なんだと。福祉はここでなじまないというような、やゆされるような場面がありました。

しかしながら公明党は、その中でも1976年には福祉社会トータルプランを発表して社会保障の着実な前進を図りましたし、年金、介護、医療など、それを制度として定着させてまいりました。また、2006年には少子社会トータルプランを世に問いまして、そしてその当時、まだなじまなかった幼児教育の無償化、そして返済不要の奨学金の創設をその当時推進してきたわけがござひます。いよいよこの10月、幼児教育の無償化が始まりますし、返済不要の奨学金についても昨年から一部スタートしてきたところがござひます。

今現在、こうして振り返ってみますと、国は福祉を主流にして政治は動いてきた、このように感じているところがござひます。

先般、国会の議論を聞いておりましたら、自民党の平沢勝栄衆議院議員が取り上げたテーマは高齢者の免許の返納のことがござひました。まさにそういつ

た生活者の目線が国会で議論される、そのような時代に入ってきたんだなという感じています。

また国会では、その形で、本当に生活者の目線での議論を進めないと各自治体では進まない、このような認識になってきているものと考えています。

先般、我が本町におきましてエアコンの設置事業がいよいよ完成する話になりました。このエアコンの設置事業につきましては、エアコンを設置したとしても実際に運用がうまくいかなかった場合、その効果は得られないわけなんですね。

静岡県のある自治体で、エアコンはあるんだけども温度の設置を28度以下にしたらだめ、このような決まりがあったらいいんです。何でエアコンがついているにもかかわらずそういう決まりでいくのか。何でそういう決まりがあるのか。

そういうことを踏まえて国会で質問したのは、我が党の石田政調会長が石田総務大臣に対して、このエアコン設置はいいと。それに対して光熱費、ランニングコストもぜひ見ていただきたい。このような質問をいたしまして、その答弁を交付税として対応する、このような答弁もいただきました。

そのように、現場に即した形の話をしっかり受けとめて、それがおりてくる。こういう時代になったと、このように考えております。

そういう意味では、本当にさまざまな国の事業が今回打ち出されまして、特に消費税引き上げに対してのさまざまな施策が打ち出されました。それをしっかり我が町が受けとめて、そしてそれを生活者がしっかり享受できるような施策に練り上げていただきたい、このように考えております。

さまざまな意見、それから文句を言う人がたくさんいるかもわからない。でも私は、本当に生活者がつぶやく、そういうつぶやきまでも拾い上げて、そしてこの事業に生かしていただきたい。そして、身の丈に合った事業にして我が町の町民がそれぞれの事業を享受でき、安らか、健やかなそういった生活を過ごしていられるような、そのような形でどうか事業を推進していただきたい、このように思います。

どうか執行部の方々には、改めてその意味ではしっかり国、県の事業を受けとめていただいて、身の丈に合った事業に進めていただきたい。このことを切にお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

#### 議長（河田信彰）

以上で、4番 田端雄市君の一般質問を終わります。

次に、9番 酒元法子君。

## 9 番（酒元法子）

長いと思っておりました冬もいつの間にか春を迎え、庭のスイセンもつぼみがどんどん大きくなってまいりました。学校では卒業式シーズンを迎え、保護者の皆様方におかれましては子供たちのたくましい成長を最も感じられる季節でないかと存じ上げます。この春にご卒業されます児童生徒の皆さん、そして手塩にかけてお育てになられたご家族の皆様、お子様のご卒業、まことにおめでとうございます。

また、3月11日、東日本大震災に心を寄せて、きのうは合掌させていただきました。まだあんなにたくさんの方々が発見されていないということを知り、大変心を痛めております。一日も早く発見されますことを祈るばかりでございました。

それでは、通告に従いまして進めさせていただきます。

1点目ですが、野良猫対策についてでございます。

今では多くの皆さんのご家庭に犬や猫や小鳥、金魚などのペットを飼われております。そのペットたちがもたらすかわいらしいしぐさや美しい姿、鳴き声に癒やされ、そして私たちの生活に潤いをも与え、情緒までも育んでくれることは広く知られていることと思います。

しかし、私たち飼い主の無責任で捨てられたり飼えなくなるペットがふえていると聞きます。また、町のホームページでも能登北部保健福祉センターや石川県薬事衛生課から、野良猫をふやさないためにと題して、野良猫に無責任で餌を与えないでくださいと注意喚起しています。確かに猫が好きでない方には、野良猫が集まってくる鳴き声による騒音がふえ、ふん尿による悪臭が耐えられないなどの日常生活においては苦痛になることは当然だと思えます。また一方では、現在の私たちの生活は少子・高齢化、独居化などが問題となっていることとはご承知のとおりと思えます。私たち人同士のつながりが感じにくい社会環境になってきていると思われまます。

このような状況の中で、愛玩動物を介して、また私たちの健康、癒やしを支えているのではないかと考えます。人と愛玩動物の自然との相互作用の重要性を認識し、お互いの福祉の向上を考える施策の一つを提案したいと思います。

町独自で野良猫など愛玩動物を捕獲する機会を提供してもらえないでしょうかということと、繁殖を防ぐための去勢手術費用の補助等を考えていただきたいと思います。町としてどんなお考えをお持ちされますのでしょうか、聞かせてください。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

それでは、酒元議員の質問に答弁させていただきますが、酒元議員のご質問の猫の捕獲についてということではありますが、現在、町では狂犬病予防対策のための犬用の捕獲機は1台ありますが、動物愛護の観点から野良猫等を捕獲する目的で、この捕獲機の貸し出しは実施しておりません。

野良猫と思われる猫を保護した場合には、引き取り先等については、能登北部保健福祉センターを通じまして県内にある動物愛護団体にご相談していただきたいというふうに思っております。

町としましては、愛玩動物の保護に関しまして、飼い主の方に対し、広報のとか有線テレビ等により適切な飼い方を行っていただくよう啓発も実施しており、今後も継続してまいりたいというふうに思っております。

また、去勢、避妊手術への費用助成についてであります。現在、当町には犬、猫などの愛玩動物の去勢、避妊手術費用の助成制度は実施しておりませんので、その場合は飼い主の方の負担となるところで、ご理解いただきたいというふうに思います。

## 議長（河田信彰）

9番 酒元法子君。

### 9番（酒元法子）

予算の面からして難しいとおっしゃることだと思っておりますが、武士の家計簿のように、町の企画財政課では優秀な方々が町長の一声で頑張ってお金を捻出してくださるのではないかなと思います。ですけれども、住んでよかった、安心・安全なまちづくりを目指しておられますが、私はやはり住みたいと思うまちづくりも大事ではないかなと思います。

最近、私たちの身の回りで旦那さんを亡くした方とか、あるいはその反対であるとか、お一人で生活しておられる方々、伺ってみますと大変動物に一役買っていたという感心しながら帰ってくるんですが、猫がいるから、犬がいるから寂しくないという家庭が本当にたくさんあります。町長、ご存じでないですか。

これはやはり私たちも人間界にいるわけですが、以前は猫であったり犬であったかもわかりません。こうした動物を愛情を持って育てている方々に対しましても、そのために健康であったり、早く家へ帰って待っているからという、そういう思いを持って費用を立てている方のことも少しは考えていただきたいかなと思います。

繁殖のために去勢する。それも猫を捕まえて、しかるべきところへ持っていかなければならない。捕まえるときにはなかなか難しいわけでございまして、捕らえる機械を何とか町で工夫してもらえないでしょうかという思いで今回お話をさせていただいておりますが、もう一度いかがでしょうか。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

まず捕獲機に関しましては、現在実施していないので、これはご理解いただかなければならないというふうに考えております。

また、去勢や避妊手術に関しましても、石川県内では2つの市町で行っているだけということで、そういったことで検討材料とはなろうかと思いますが、今のところはやっていないということで、ご理解いただければと思います。

#### 議長（河田信彰）

9番 酒元法子君。

#### 9番（酒元法子）

なかなか意思が固そうでございますけれども。とにかくお考えいただいて、何とか住みよい町にさせていただきたいと思います。

では、しょうがありませんので次に移らせていただきます。

次は、特殊詐欺被害防止についてでございます。

石川県警察本部が発表しているデータでは、平成29年12月末現在、105件、約1億7,700万円、平成30年12月末現在、61件、約1億6,800万円だそうです。これは県内における特殊詐欺被害認知状況の件数と被害金額であります。

石川県警に尋ねましたら、その中でもうれしいニュースといいますか話題として、平成25年以降に特殊詐欺被害防止に功労のあった店舗や個人を認定し表彰しています。その中に町内の信用金庫本店、銀行支店及びコンビニエンスストアが含まれています。これらは県警が高額の現金を引き出した場合の使い道や配送荷物の有無などについて利用者に声かけて未然に防止したもので、大変喜ばしく思います。

そこで、能登町として、それらの特殊詐欺被害を防止する施策を講じてほしいと願うものですが、手口はさまざまでしょうし、犯人と被害者のやりとりはほとんど電話で行われていると思います。聞くところによりますと電話機で防

止する機能があると聞きますが、教えていただきたいと思います。

### 議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

### 総務課長（赤阪浩幸）

それではまず、酒元議員の特殊詐欺被害の状況と伺いますか、それについて私のほうから少し説明したいと思います。

特殊詐欺とは、電話などの通信手段を使いまして、対面することなく不特定多数の人から金品をだまし取るという詐欺の総称で、おれおれ詐欺でありますとか架空請求詐欺といった架空または他人名義の口座に現金を振り込ませる振り込み詐欺を初め、金融商品取引などを名目としまして現金をだまし取る詐欺など、さまざまな手口がございます。

国が調査いたしました特殊詐欺に関する世論調査の結果では、自分は詐欺に遭わないと思う方が国民の約8割おられるということでありまして、そして、高齢になるほど被害に遭わないという意識が高いということでありまして。高齢者の被害防止を図るためにも、ご家族などにも被害防止を呼びかけていただければというふうに思っております。

当町が実施しております防止対策といたしましては、珠洲警察署から特殊詐欺の情報提供があった場合は、その都度、有線テレビのテロップや告知放送による注意喚起を行っておりますし、珠洲警察署では、金融機関やコンビニエンスストア等の協力により、入金しようとしている人に声かけするなど被害防止の連携を図っております。酒元議員がおっしゃるように、当町におきましても未然防止が図られておる状況でございます。

珠洲警察署からの報告によりますと、管内の特殊詐欺被害は、平成25年以来6年間ですが、珠洲警察署管内におきまして11件発生しております。被害総額は3,500万円程度となっております。主な被害の内容は、おれおれ詐欺とか架空請求詐欺であります。

そして珠洲警察署管内では、直近の平成29年、平成30年の2年、この2年間ではこういった防止策を講じまして被害額はゼロ円で推移しております。これは町の告知による情報提供や、珠洲警察署、そして防犯協会の被害防止活動、そして金融機関等の窓口の声かけが実を結んでいるというふうに考えております。

町内の被害状況及び防止対策については以上のとおりでございます。

### 議長（河田信彰）

9番 酒元法子君。

**9番（酒元法子）**

音声録音機があるそうでございますが、それらを貸し付けてくださるとお聞きしておりますけれども、その点についていかがでしょうか。能登町でそれを、警察のほうでは台数に限りがあるということでもありますので、それでしたら今後ないとは絶対言えないと思いますので、未然に防ぐためにも、ひとり暮らしの家庭とか老人の方々のところに、その電話の貸し付けと申しますか与えると申しますか、そういう配慮はあっていいのではないかなと思ひまして、お願いいたします。

**議長（河田信彰）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

今ほど議員がおっしゃったのは石川県警での話だと思うんですが、石川県警のほうでは、電話の着信時に、アナウンスで警告を行いまして通話内容を録音することで特殊詐欺の犯人からの電話を防止する効果があります通話録音警告機を無料で貸し出しているということでもあります。台数に限りがあるかどうかはわかりませんが、希望される方はぜひ珠洲警察署に申し込んでいただければというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**議長（河田信彰）**

9番 酒元法子君。

**9番（酒元法子）**

いろいろな対策を講じて未然に防ぐことが肝要かと思われます。そういう録音機貸し付け云々につきまして、やはり周知徹底してお知らせする必要があろうかという思ひで今回はお話をさせていただきました。何とか皆様に多く知られることができますようお願い申し上げまして、次に入らせていただきます。

次は、児童虐待防止、いじめについてでございます。

能登町では、幸いにしてこういう案件がないのかなと安心はいたしておりますが、調べられた結果もお聞かせいただきたいと思ひますし、また子供の命がなくなるような痛ましい事件を起こさないために、児童虐待防止対策に向けた町長の方針を聞かせていただきたいと思ひます。

## 議長（河田信彰）

教育長 中口憲治君。

## 教育長（中口憲治）

町長からの答弁と言いましたが、児童、学校のことに関してですので、私のほうから少し答弁をしたいと思います。

先日の千葉県野田市で起こった児童虐待死亡事件は、小学校4年生の女児のとうとい命が失われました。悲しみと同時に、児童相談所や教育委員会、学校が連携することにより、少女を守り、大切な命を救うことができたのではないかという無念さや憤りを感じております。

それでは、能登町の現状と対策について説明をさせていただきます。

さきに申し上げたとおり、千葉県野田市の事件を受けて、2月に文部科学省が公立の小中学校を対象に全国一斉に調査をした児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検での結果においては、児童虐待の報告はございませんでした。しかしながら、詳細については控えさせていただきますが、過去に保護や支援が必要な児童またはその保護者の案件について、現在も町当局と専門機関とが連携をして注意深く見守りを続けているところでもあります。

対策としまして、町内の各小中学校では、児童虐待等の有無だけではなく、日ごろから児童生徒の表情や行動を観察したり個人面談やアンケート調査等を行い、いじめや不登校の未然防止、早期発見に努めております。虐待の疑いがある場合は、校長の判断で児童相談所に即時通告するよう日ごろより指導しております。

また、教育委員会事務局としては、電話相談「能登町なんでも相談カナリア」を週2回開設し、さまざまな相談を受ける体制を整えております。

今後もさらに他の専門機関と連携しながら児童虐待を防止する取り組みを推進してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

それでは、私のほうからも少し答弁させていただきますが、能登町では、健康福祉課が主管しております要保護児童対策地域協議会を定期的を開催しております。この協議会では、見守りが必要と判断される児童生徒やその家庭に対して、進行状況や支援の方策等について情報提供や情報共有を行いながら、児童相談所、教育委員会事務局を初めとする外部の専門機関と連携しながら未



然防止に努めているところであります。

しかしながら、児童虐待というのは、身体的虐待だけではなく心理的虐待やネグレクト、育児放棄等、多岐にわたっております。外見だけでは判断が難しい場合もあります。児童虐待に苦しむ児童生徒を救い、命を守るためには、周りにいる方々の見守りや声かけが重要となってきます。

能登町では、民生委員・児童委員の方々を中心に地域の見守り活動や心配事の相談を行っていただいております。また、子育てに関する悩み事や心配事を傾聴し、緩和、解消するために、乳幼児の健診の際や、Mama・Cafeで同年代のお子様を持つ保護者同士が集まり話題を共有する機会を設けて、子育ての悩みを抱え込まないよう働きかけてもいます。

虐待かと思ったときには、すぐに相談や情報提供ができる体制づくりが急務だと思っております。児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知や、地域住民からいち早く情報提供いただける体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### 議長（河田信彰）

9番 酒元法子君。

#### 9番（酒元法子）

確かに皆さん一生懸命に取り組んでおられる姿を拝見して、少しばかり安心いたしておりますが、これから先も何も起こらないという保証がないという思いから、やはり速やかに児童の安全確認を行うことが重要であり、警察との連携を図りながら平時より情報交換、人事交流等の取り組みが大切かと思っております。

児童虐待早期発見には、歯医者さんでもうかがうことができるそうです。といいますのは、治療になかなか来ない。来なければならないという患者さん、子供たちがそれから来なくなったという、それも虐待の早期発見につながるとこの間テレビで話しておりました。どうかよろしく願いいたします。

早期対応のためのスクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーの適切な活用をできる体制を充実するため、相談窓口を特別に設けていただいて、児童虐待かと思ったらすぐに、先ほど町長おっしゃいました189（いちはやく）というこの番号でございます。警察なら110番、消防署なら119番、虐待なら189ということで、番号はそのままかけていただければ、子供さんでもかけてほしいということでありました。

以上のことを強く強くお願い申し上げまして、大変長くなりましたが以上で今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**議長（河田信彰）**

以上で、9番 酒元法子君の一般質問を終わります。

**休 憩**

**議長（河田信彰）**

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時からとしたいと思いますので、よろしく願いいたします。（午後0時12分）

**再 開**

**議長（河田信彰）**

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）  
それでは次に、2番 堂前利昭君。

**2番（堂前利昭）**

昼からの質問で、皆さんが眠たくなならないように質問させていただきます。

1つ目の消防団の未来についてであります。平成17年3月、旧能都町、内浦町、柳田村の2町1村が合併して、住民の幸せ、新しい町のいやさかを求めて能登町を誕生させてから14年がたち、15年目に入りました。

この記念する年の3月2日、私が所属する消防団小間生分団のポンプ自動車が最新式に更新されたことを団員一同喜び、有事の際にはきちっと現場でいち早く水を上げれるよう日々訓練に努めることを町民の皆さんとお約束するとともに、安心・安全な町であり続けることも願うものであります。

今回は、日ごろから消防団員として活動を通して感じていること。それは消防団の未来についてであります。特に消防団員の確保、団員を支える家族支援等について、ほかの自治体の先進事例を紹介して質問いたしますので、防災を三大政策とする町長の具体的な答弁を期待するものであります。

ご承知のように、消防団は、みずからの地域はみずからで守るという強い地域愛護の精神に基づき、地域で発生した火災に対応するだけでなく、東日本大震災を初めとする大規模な自然災害においても住民の避難誘導や救助活動などに献身的に従事し、その活動は高く評価されております。

地域住民を守るために昼夜を問わず消防活動に当たることは、江戸時代の町火消し、明治時代の消防組以来の伝統であり、この基本精神は現代においても変わることなく、地域防災の中核を担っているところであります。

しかしながら、全国各地いずれの地域においても、過疎化、少子・高齢化の進行、産業、就業構造の変化に伴い消防団員数は年々減少し続け、地域における防災力が懸念されております。能登町においても例外ではなく、若者の都会への流出等により年々消防団員が減少しているところであります。

県内の市町の入団率は、平成30年4月1日現在の調査によりますと能登町の条例定数充足率は県平均を下回る89.7%となっており、役場職員の消防団員は15名で団員の5.3%を占めておりますが、宝達志水町、32名で21%、また隣の珠洲市では48名で19.7%となっております。

町長は、この現状を踏まえ、最初に消防団員の確保について今後どのように考えておられるか、伺いたいと思います。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは、堂前議員の質問に答弁させていただきます。

消防団というのは、地域防災のかなめとなる住民防災組織であり、議員がおっしゃるとおり人口減少や若者の流出問題を抱える当町にとっては、消防団員の確保は重要な課題であると考えております。

当町としましては、新しい団員が入団しても安心して活動できるような環境づくりのため、さまざまな取り組みを行っております。今年度は、県内で初めてになりますが、消防ポンプ車を運転できるように、準中型免許やオートマチック限定解除免許取得の補助をする能登町消防団員自動車運転免許取得費補助制度を導入して消防団員の免許取得の負担軽減を図っております。また、団員が冬期間でも活動しやすいよう防寒ジャンパーを支給しました。このほか各分団役員に消防団員募集の大型ステッカーを配布し、自家用車等に掲載していただきPRを行っていただいております。また、団員になりたいけれども仕事や家族の都合で全ての活動に参加することが難しい方につきましては、災害時や特定の活動のみに参加が可能な機能別消防団員として加入していただいております。

合併時から現在までの消防団員数の変化を見ましても、地域によってまちまちで、大幅に減少しているところもありますが、堂前議員のおられる小間生分団のように増加している分団もあります。今後は、新規団員の加入に工夫をしている事例を参考にしながら団員確保対策に対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

**議長（河田信彰）**

2番 堂前利昭君。

**2番（堂前利昭）**

今町長が言われたことは十二分にわかっていますが、だんだんだんだん地域に若者がいないため勧誘もできない状態であります。自分は、役場職員をもっと消防団にあっせんしてはいかがか。そして、能登町では女性消防団員はゼロなので、女性消防団員ももっと募集してもいいのではないか。そういうふうに思います。そして、役場職員の採用の条件の頭の片隅にでも消防団のことを思っただけであればありがたいと思いますが、町長はどういうお考えですか。

**議長（河田信彰）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

まず役場職員に関しましては、私のほうから強制することはできませんので、本人の意思に任せたいと思っております。

それと、女性消防団員に関しましては、消防団の意向もあって今のところ募集していないのが現状でありますので、理解していただきたいと思っております。

**議長（河田信彰）**

2番 堂前利昭君。

**2番（堂前利昭）**

町長の答弁は、思いどおりの答弁だったなというふうに思います。役場職員の方でも少しでも入られる方がおられれば、また珠洲市や宝達志水町のように入っていただければありがたいと思います。

それでは次の質問に入りたいと思います。

団員を支える家族等の支援です。

消防団の運営、あり方について、私たち団員も考えて行動しなければならないことを自覚すべきではありますが、忘れてならないのは、私たちの活動を支えてくれている家族の支援であり、雇用主の理解であります。私たち団員は、四六時中、時と場所に関係なく地域の安全・安心を守る団員に理解をして送り出してくれる家族や事業主の方に感謝して活動していると言っても過言ではなく、この席からお礼申し上げる次第であります。

さて、県内では、金沢市や珠洲市を初めとする多くの自治体で家族慰労金な

どを支給することで消防団活動に対しさまざまな応援に取り組んでおられるところがあります。能登町としても、小間生分団はもとより、能登町消防団の未来に備え、家族や事業主の方々への応援として以下について提言いたしますので、前向きな答弁を期待するものであります。

まず、消防団員の家族への感謝についてであります。既に制度を導入している珠洲市のように、年に一度、応援慰労手当を支給していただくことであり、その手当は能登町商工会の商品券とすることです。このほか出初め式や、あばれ祭りに庁舎に招待し、両親や子供さんたちの慰労を願うことを考えてはいかがでしょうか。

また、消防団員の雇用事業主の支援もぜひお願いしたいと思います。忙しい勤務時間の中であつても有事には快く現場へ出させてくれる消防団員の雇用事業主の支援をお願いしたいと思います。具体的に申し上げますと、入札指名回数や随意契約選定回数について受注機会をふやす等、消防団員従業員の雇用継続にご配慮願いたいと思います。出初め式初放水の勇士を披露する能登町役場への招待事業、地元の商品券を届けることで地元の経済の一助となる消防団雇用企業の応援手当については、家族応援慰労手当と同様、あわせてお願いするものであります。

町長のお考えを伺いたいと思います。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、議員がおっしゃるとおり、危険を顧みず、地域の安心・安全を第一線で守る団員の方にとっては、まず一番にご家族の理解が不可欠だと思っております。当町としましては、平成31年度より、消防団活動を地域全体でサポートするため、町内の事業所や販売店などの店舗の皆様へ消防団員やその家族に各種サービスや割引等の提供を行っていただくようにする「消防団応援の店」登録制度を行う予定でありまして、ご家族の皆様にとっても買い物や食事をしやすい環境を整えたいと思っております。

今後も消防団の魅力アップのために知恵を出していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っておりますし、またご提案の件に関しましては、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

#### 議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

## 2番（堂前利昭）

最後に全国の市町村の事例を言いたかったんですが、町長が前向きな答弁だったので紹介だけにしておきます。

愛媛県松山市の一例を挙げますと、地域のために活動する消防団員を社会全体で応援しようということで、I C機能付きの消防団員証を市内の応援事業所で提示すると割引等の優遇措置を受けることができるシステム導入をしております。また、消防団員はもとより日ごろから消防団活動に対して理解していただけるご家族の同伴者についても割引を受けられることから、現在、応援事業所は飲食店を中心に220店舗、年々増加しており、団員からは士気が高まったとの声が聞かれるとのことでした。

全国的には、この気持ちに答えるようなさまざまな対策を講じていますので、我が町も制度化されることを願うものです。

ここまでは消防団の未来についてでしたが、これからは公の指定管理について町長の非常に前向きな答弁を期待するものであります。

指定管理者制度は、公の施設により効果的、効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とし、平成15年9月、地方自治法の一部改正により、管理委託制度でありました公の施設の管理については委託契約から地方自治法上の契約に該当しない協定に制度改正され、導入されました。

そこで、本会議の議案第47号の公の施設の指定管理者指定についてであります。のと九十九湾観光交流センターの指定管理者は能登町内の方であるのか。いつどのような方法で選考したのか。選考委員会のメンバーの意見を踏まえ、お聞かせ願いたいと思います。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

のと九十九湾観光交流センターは、イカ漁を生かした観光交流施設で、地域情報発信及び地元製品の販売による地域の活性化に寄与するとともに、風光明媚な九十九湾での観光遊覧船の運航やマリンレジャーを行い、九十九湾観光の拠点とするもので、2020年4月の開業を予定しております。

当該施設の管理運営方法については指定管理者としており、当町の公の施設

の指定管理者制度導入に関する指針に基づきまして、施設の指定管理者募集要項及び業務仕様書により平成30年10月10日から同年11月5日まで公募を行ったところであります。能登町字小木に事業所を有する株式会社こっしやえる1社の申請がありました。その後、11月12日に指定管理者選定委員会を開催しまして、申請者から事業計画のプレゼンテーションや質疑応答を受け、当該施設の指定管理者候補として適正と判断され、11月30日に委員会より当該施設の指定管理者の候補者として選定した旨、報告を受けました。

この選定結果を受け、議員おっしゃるように議案第47号として3月定例会議に上程しております。議決後は、指定管理者候補者に対し議決結果の通知を行うとともに、基本協定を締結し、開業に向けた諸準備を加速させたいと考えております。

#### 議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

#### 2番（堂前利昭）

能登町内の方がやるのであれば、それで文句はないのですが、選定委員会のメンバーなどを教えていただければありがたいです。

#### 議長（河田信彰）

監理課長 安宅義弘君。

#### 監理課長（安宅義弘）

能登町の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則によりまして、選定委員会の組織は、「選定委員会は、10人以内の委員をもって組織する」となっております。「委員には、総務課長、関係課長、その他必要と認める者をもって充てる」となっております。今回の指定管理者の委員については、総務課長、それからふるさと振興課長、財政課長、監理課長が委員となっております。

以上です。

済みません。それから、副町長がなっています。副町長は今回、委員長となっております。

済みません。それから、建設課の仕事だったので建設課のほうの建設課長も入っております。

#### 議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

**2番（堂前利昭）**

公の施設のメンバーはそれでわかりましたが、例えば、ほかに能登町内の町民の方で誰か第三者の方を選ぶとか、そういうこともしてもいいのではないかというふうに思いますし、今後また検討していただければありがたいと思います。

次に、町内に幾つの指定管理があるのか。能登町ホームページを見ると、平成30年4月1日現在の公の施設の指定管理者の台帳が載っていますが、確認を含めて町内に幾つの指定管理があるのか。その中で幾つ地元の方がやっているのか、お聞かせ願いたい。

**議長（河田信彰）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

それでは答弁させていただきます。

町内の公の施設の指定管理は、3月1日現在で93の施設と協定を締結しております。内訳といたしましては、各地区の集会所が54カ所、その他の施設が39カ所あり、各地区の集会所につきましては、地元の区長、町内会長等との協定を締結しております。また、集会所以外の39施設のうち36施設は町内の団体と指定管理協定を締結しており、残りの3施設は町外の団体と町の公の施設の指定管理者制度導入に関する指針に基づきまして、施設の指定管理者募集要項及び業務仕様書により協定を締結しております。

以上であります。

**議長（河田信彰）**

2番 堂前利昭君。

**2番（堂前利昭）**

町内でされていない3施設の名称を教えてくださいと思います。

**議長（河田信彰）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**



町外の団体と締結しているところは、藤波・七見のデイサービス、そして宇出津港鮮度保持施設、そしてふれあいの里施設、この3つであります。

### 議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

### 2番（堂前利昭）

3施設のことになりましたので、その次の質問に行きたいと思います。

過疎化が進み、少子・高齢化にある能登町にあつては、地元団体と協定することで雇用機会の拡充、資材、消耗品の発注や修理、工事の請負など少なからず地元経済に寄与するものと思っております。先ほど3施設の中で言われたふれあいの里施設ですか、植物公園の指定管理者についてお聞きします。

五千数百万円の予算がついているが、町外の業者が運営して、現場で働く人たちは能登町在住の方たちである。さきの質問で、のと九十九湾観光交流センターも地域愛を持った有志の方でつくった会社が運営することであるということも答えていただきました。能登町在住で意欲のある人たちが地域のことを思い運営していく。行政と民間が手を取り合つて運営していくことが望ましいことと思つています。

そこで、来年度、柳田植物公園の指定管理の最終年度となりますが、前回は随意契約となりましたが、公募する予定はあるのか、町長の前向きな答弁を期待したいと思います。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

ふれあいの里施設は、施設面積が28万1,000平方メートルで、数々の施設を有する複合施設であります。レストラン花菖蒲や合鹿庵、売店、ふれあいハウス、野外バーベキュー施設のほか宿泊施設アストロコテージなどの営業施設と、おまつり広場や野外ステージ、ふれあいパットゴルフ、山野草等育苗施設、ため池施設、トイレのほか、休憩施設などの管理施設があり、それぞれの施設を一括指定管理とする協定を締結しております。

指定管理者につきましては、平成19年度に新たに公募により候補者を選定し、議会の議決を得て平成20年度から現在に至るまでの約10年間、アサヒ株式会社・株式会社アドバンス・株式会社メディアンコンサルティンググルー

プと指定管理を締結しております。また、3年ごとに更新を行っておりますが、平成25年度にも再度公募を行い、地域に根差した持続的な管理運営方針や事業計画について総合的な観点から選考を行っております。

具体的な実績についてですが、提出いただいている事業計画に沿った施設の管理や運営を安定的に行い、営業施設の総収入のうち指定管理料の占める割合が営業努力により年々減少しており、管理に係る経費の縮減が図られていました。

また、自主事業として継続的に能登町スターズと連携した「まちおこしグラウンド・ゴルフ大会」や金沢工業大学の協力による「星空コンサート」などの地域との交流イベントの実施や、桜まつり、キッズフェスタやローズフェスタ、ふれあい動物園、冬の感謝祭等、年間を通して大小さまざまなイベントを開催するなど、この施設の指定管理の経験やノウハウを幅広く生かしながら来園者の増加や地域交流の活性化を図る事業の取り組みを実施しております。

次回の指定管理者を公募する予定はあるのかとのご質問ですが、来年度が指定期間の最終年度となります。次回の指定管理者の選定につきましては、今期2年間の管理実績等を総合的に検証し、公募も含め適正な指定管理者の候補者選定に努めてまいります。

また、公募する場合は、施設の指定管理者募集要項及び業務仕様書により地元も含めまして広く募集いたしますので、ご理解いただきたいと思います。

## 議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

## 2番（堂前利昭）

やっぱり町長は能登町民のことを思っているのだと思い、安心しました。指定管理施設のチェックや指導、監査などはどのようにして行われているのか。あと、五千数百万円の仕様の内訳として、町民の皆さんに公開すべきではないのかということをお聞きしたいと思っております。

休 憩

## 議長（河田信彰）

暫時休憩します。（午後1時35分）

再 開

## 議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時40分再開）

## 議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

## 町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

ご説明をいたします。

指定管理者との管理状況についてであります。2カ月に一度、定例会議を開催いたしまして、営業並びに施設管理状況を把握しております。その間に次期のイベントの開催やサービス向上の取り組みなどについて協議をしております。また、職員の雇用や勤務状況についても意見を聴取しております。繁忙期には勤務時間もふえることもあるが会社は良好な関係を築いているということで、その都度、そういう状況につきましては指定管理者と打ち合わせ、協議を行いながら、その指定管理が適正化どうかのチェックをしておりますので、よろしく申し上げます。

また、事業決算につきましては、公開請求の対象になるかどうかを調査して今後ご報告したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

## 議長（河田信彰）

堂前議員、一つの質問事項に対して3回までが原則なので、これを最後にしていただきたいと思っております。

2番 堂前利昭君。

## 2番（堂前利昭）

それでは、質問ではなく自分の要望として聞いていただきたいと思っております。

能登町に事業所もない、代表者も住んでいない、そんな団体に任せても町民にいい評価は得られないと思っております。能登に住んでいる人は、人と人とのつながりで生きています。私たちも消防団員の仲間が働いているから植物公園を利用しているのです。私も造園業を営んできましたが、地域の方に支えられ育てていただき、ここまで商売をさせていただきました。

どんなに頼りなくても、その人材を育てることが大事であり、何を言いたいかといいますと、能登町民や能登町に根っこを生やして頑張っておられる企業を一番に考えていただき、これからの持木町政に期待をし、私の一般質問とさせていただきます。

## 議長（河田信彰）

以上で、2番 堂前利昭君の一般質問を終わります。

次に、11番 向峠茂人君。

### 11番（向峠茂人）

午前中の質問の中に何人か、きのうで東日本大震災の8年の追悼の気持ちの言葉がありました。私も、きのうちょうど自宅にいたら2時44分ぐらいでしたか能登町のサイレンの吹鳴でアナウンスがあり、黙禱を行ってくださいと。そういうことで私も1分間黙禱しました。

それから、皆さんも見たと思いますけれども、いろいろなテレビの記念放映というか、8年前の悲惨なビデオが何回も流されました。私も奥能登空港促進同盟会でちょうど震災の福島へ行ったときに、ただ、震災に遭って40日もたっていない時期だったと思います。仙台空港へ行ったら、まだ人も入れないような悲惨な状況を今でも思います。

そういうわけで、いまだに4万何千人の人たちが家へ帰れない。そして、まだ2,000人とも4,000人とも言われる人が行方不明。大変悲惨な事故であります。これも大きな会社のトップが適切な判断を行っていれば、こういうことに至らなんだのかなど、私は今でもそう思っています。そういう意味で、改めて人の命のとうとさを実感するわけでございます。

それでは、通告に従って質問を行います。

私はちょっと前から質問を考えていたんですけども、先般の議案質疑にいきなり勢いのある手が挙がって議案質疑をしました。13番議員です。ありや、これは俺と一緒に質問や、弱ったなと思って。だけど、5番議員に聞いたら、そんなことしたら失礼やさけ今回取り下げればということで、私は取り下げました。

私も、町長も知っているとおりに広域圏の議会で鳥獣被害の対策を一般質問したことがあります。この間、梶組合長とも宮田議員とお話しした経緯もあります。これをしようかと思ったら1番議員が早々と通告してあります。そこで行って1番議員にちょっとと思ったけれども、こんな格好で話しするのもちょっと失礼かなと思って、鳥獣被害対策も私は諦めました。

その中で、今まで何か常日ごろ頭にあったことをきょうは質問させていただきます。そういう意味で、私もここ2年ちょっと、立派な課長さん方の後頭部ばかり見てきて、きょうは正面からまじまじと見詰められるとちょっと緊張する面もありますけれども、力いっぱいしどろもどろの質問をしたいと思います。

それでは、通告の移動投票所の支援等ですね。

昨年の町会議員選挙において、私は内浦のほうへお願いに回っていましたら、

あれはたしか五色が浜より手前二、三キロの在所だったと思うけれども、年いったお母さんが乳母車を押して、「父ちゃん、いらしたけ。また選挙が来たね。私も選挙行きたいけど、見さっしま、このざまやがいね。こんなが押さな歩かれんし、選挙行きたいけど今投票所はなくなって、こうして歩いていけば弁当持っていかんなん。1時間半以上かかるがいね。これ何とかしてくれんかのけ」と言ったさけ、私はそこで初めて、当地でも投票所がなくなり、期日前で半日ほど来ていますけれども、そうかと思って、これは確かに24に減ったのかな。そこで何かこういう投票難民を手助けする支援策はないかと、その時点からずっと考えてきたので、きょうはこれを通告しました。

選挙といえば、住民が政治に参加し、主権者として自由な意思を政治に反映することができる最も重要かつ基本的な機会であると考えるところであります。そこで、国政に限らずいろんな選挙になると、町当局は選管が投票を呼びかける宣伝カーを走らせていることを考えれば、選挙難民を少しでも手を差し伸べるのは当然かなと私は考えるところであります。

まして、ことしは統一選挙、夏には参議院選挙、そして、ないとは言えないけれども衆議院の解散もあるかもわかりません。そこで、選挙難民をいかに救うか。このことに対して、この現状を町長はどう見ているのか。町長のご所見をお伺いしたいと思います。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは向峠議員の質問に答えたいと思いますが、投票所の削減等の課題であります。ご承知のとおり、町の選挙管理委員会は地方自治法第181条の規定に基づきまして執行機関から独立して選挙を管理、執行するために設置されておる組織であります。質問の運用事項につきましては、公平、中立な選挙を執行する機関である選挙管理委員会の決定事項でありますので、私のほうからの意見は控えさせていただきたいと思っております。

#### 議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

#### 総務課長（赤阪浩幸）

それでは、向峠議員のご質問、一般質問に、私、選挙管理委員会の書記長でありますので、私のほうからご説明させていただきます。

まず、現在の投票所数における経緯、経過について少しご説明させていただきますと、社会情勢や人口減少、事務従事者等の確保などの問題がありまして、当町では平成28年度に投票区、投票所の見直しを行いまして、24カ所あった投票所を17カ所に整理統合いたしました。

その際、閉鎖される投票区の有権者に対して、変更される投票所までの無料送迎バス等の運行支援についても選挙管理委員会では検討いたしました。しかし、送迎車両及び運転手の確保、運行形態などの課題もありまして、当面は議員おっしゃいましたように臨時期日前投票所の開設により投票環境の確保を図るということで取り組んで現在に至っております。

投票区の再編成後2年以上が経過いたしまして、複数の選挙を執行してまいりました。今のところは目立ったトラブルもなく、現在の投票区、投票所が有権者に定着してきたのかなというふうに考えてもおります。

しかしながら、議員がおっしゃるように、投票所への距離が遠方の方や高齢者、障害者の方もいらっしゃいます。こういった交通弱者の方などに投票に行きたいが移動手段がないという方も実際おられるかと思えます。選挙の公平性を保つ上で、移動支援の導入も選択の一つだと考えられます。

今後、移動支援に係る経費や支援内容につきまして選挙管理委員会の中で協議して考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

## 議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

### 11番（向峠茂人）

選挙管理書記長から説明、わかりました。

だけど、今そういう対策を選挙管理委員会として考えていくという言葉をお聞きしましたがけれども、ぜひ春の統一選挙は能登町においてはいいかな。町会議員の選挙も終わりましたし。まだ県議選はどうなるかわかりませんが、できたら夏の参議院選挙に、この私の提案が妥当であるかないかわかりませんが、ぜひ協議されて実行されるようお願いしたいと思います。

そこで、私が考えるぐらいのことは誰でも考えると思いますが、県内でこういう施策というか支援をしている自治体があるのかなのか。私はインターネットは使えませんけれども、ある情報では、全国では幾つかのこういう移動投票所とか。支援策として、職員がいなくて車がないとか言ったけれども、民間の車を借り上げて対応している、そういう話も聞きました。

そこで、県内の動向はどうなのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

## 議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

## 総務課長（赤阪浩幸）

それでは、向峠議員の県内で移動支援をしている市町でございますけれども、直近の県知事選挙のときには、3市町で巡回、送迎バスの運行等を実施しておりました。ただ、その対象ですけれども、投票区、投票所の見直しにより閉鎖された地区の選挙人を新しい投票所まで送迎したというものであります。したがって、当町におきましては臨時期日前投票所で対応しておりますので、どちらがよいかということもあるかと思いますが、そういった閉鎖された投票所につきましては、当町は臨時期日前投票所で対応しているということで、ご理解をお願いいたします。

## 議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

### 11番（向峠茂人）

上からなだめられたような感じですけどね。実際、最近、高齢者の交通事故が絶えません。そういう中で、地方である石川県の私たちのような町でも免許証の自主返納が高まってきております。今までは隣近所の人たちを誘って投票所とか期日前に行ったわけですけども、そういう人たちがふえてきているのも事実ですので、ぜひひとつ実施に向けて真剣な取り組みを行っていただきたいと思います。

それでは次の質問に行きます。

改正健康増進法の施行期日について。

2018年7月25日にこの法律が公布され、ことし1月24日に国及び地方公共団体の責務等の施行、そして、ことし7月1日からは学校、病院、児童福祉施設等、行政機関において禁煙となる法律が施行されます。また、2020年、東京オリンピックの年でもある4月1日から全面施行となり、大変厳しいものとなります。

地方自治体を預かる者としては、税収も大変大事ですけども、それよりも国民の健康のほうが何よりも大事であることは明白であります。

それで、愛煙家の一人でもある町長の認識度と、その対応策をひとつ伺いたいと思います。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは、向峠議員の質問に答弁させていただきますが、まず今回の健康増進法の改正における制度について少しご説明させていただきたいと思っております。

受動喫煙対策として平成30年7月25日、健康増進法の一部を改正する法律が公布されました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ当該施設等の一定の場所を除き喫煙するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずべき措置等を定めることを趣旨としたものであります。改正法の施行に当たり、各自治体においては、国と同様、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進する責務を有することになり、学校、病院等及び行政機関の庁舎の規制については平成31年7月1日、全面施行は2020年、東京オリンピック・パラリンピック競技大会前の2020年4月1日からと、規制の内容、施設等の類型、場所に応じ段階的に施行することとなっております。

また、本法律における義務違反者への対応については、喫煙者及び施設等の管理権原者に対し、違反した場合は、指導や命令、さらには秩序罰としての過料が科せられることとなり、大変厳しい措置となっております。

たばこは、肺がんや脳卒中などのリスクがあるだけでなく、受動喫煙による健康への影響が大きいことは認識しております。

7月1日からの行政機関における町の対策ということではありますが、改正法における規制等の施設の分類において、行政機関は第1種施設に分類されます。その対策については、行政機関は原則、敷地内禁煙となりますが、屋外で受動喫煙を防ぐ必要な措置がとられれば敷地内に喫煙場所の設置が可能となっております。その際、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区分すること、喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置することなどの要件があります。

とりわけ役場庁舎における喫煙場所につきましては、7月1日までに各庁舎外の敷地においてユニットハウスのような喫煙専用室を設置し、庁舎玄関にて案内標識を掲示することとしており、平成31年度当初予算の中にその予算を計上しているものでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。



## 1 1 番（向峠茂人）

この法律は大変厳しいものとなっております。また、罰則も大変高額な罰金を払わなければならないようなことも耳にしております。幸か不幸か、私も禁煙して、ことしの6月でちょうど3年になります。今考えると、よかったなと、そう思っています。だけど、月々2万円ちょっとのたばこ代がどこへ行ったか全然わかりません。

だけどやっぱり私も3年近くたって、喫煙している人の車に乗るんですね。ひどいにおいやね、あれは。私はびっくりしました。こんなにたばこ吸わんに迷惑かけておったのかと思うと、涙やらざんげの気持ちでいっぱいです。

そういうわけで、吸っている人をやめとは言いませんけれども、自分の健康、他人に迷惑かけるということを強く自覚するなら、そういう禁煙の行動に至ってもいいんじゃないかなと、私はそう思います。

今年度予算にもユニットハウス等を見てありますけれども、これは来春オープンする新庁舎に対しての処置も、現在ユニットハウスを買った場合、それを持っていくのか、新たなハウスを構築するのか。そこをちょっとお答えいただきたいと思います。

## 議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

## 総務課長（赤阪浩幸）

それでは、向峠議員の禁煙用のユニットハウス、これについてご説明したいと思います。

まず、当初予算に行政庁舎用としてユニットハウスを建物外で7月1日から設置し、分煙といいますか健康増進法の対策を行いたいと考えております。設置する場所につきましては、行政庁舎としましては、この庁舎、それから内浦と柳田庁舎、3カ所に予定しております。そのユニットハウスにつきましては、当面は賃借料、借り上げで対応したいなというふうに考えております。また、分煙機につきましても借り上げで対応していくということで考えております。その他、保守料等を含めまして、全体的な禁煙関係予算としましては31年度予算では200万円程度計上しているという現状であります。

そして、ご質問の新庁舎での対応ですけれども、基本的に新庁舎におきましても建物内では禁煙になりますので、敷地内のいずれかの場所でこのユニットハウスのものを設置したいと思いますが、当面のところ、ここで使っておりましたユニットハウスを移動させたいなと思います。

ただ、年間の使用料が発生しますので、状況を見まして、どういった建設と

いいですか恒久的な建物を設置したほうがいいのか、その辺は費用対効果を検討しまして結論を出したいなというふうに考えております。

## 議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

### 11番（向峠茂人）

総務課長の説明で、経緯、計画はわかりました。ぜひそういう法律に基づいた施策であってほしいと思います。

それでは最後の質問に入ります。個人的には、私はこの質問が一番大事ななと思っていました。

通告の要旨には、能登町職員に一番必要なものは意識改革であると認識しているが町長のご所見はという通告をしましたがけれども、私は決して上から目線でこれを発言しようとは思っていません。私も現在進行形で自分の潜在意識改革に努めておるわけでございます。

ちょっと話は余談になりますがけれども、人間は11カ月で自分の体の細胞が全部新しくなると、そう言われております。そしてまた、人間は生まれるときの潜在意識は、落ちる怖さの意識と大きな音に対する意識だそうです。あとは生まれてから家庭の環境、親からの影響、いろいろ影響がありますけれども、潜在的にずっと蓄積されて覚えたものが、大きくなって自然と何もちゅうちよすることなく潜在意識のまま行動するそうです。

私はこの話をずっと聞いていたんですけれども、実は私、ここ2年ほど前から帽子をかぶっています。たまたま谷本知事とお話しすることがあって、「向峠、おまえ何で帽子かぶっとるんだ」と言うたら、「いや、知事、ある本で、いでたちを変えると内面が変わるそうです。そういう意味で私は帽子をかぶって、いでたちを変えて内面を変えようかなと思っています。そういうわけです」と言ったら、「違うよ、君。おまえの場合は内面を変えてから帽子をかぶれ」と。「はあ」。その話題は帽子だけに、はっと（ハット）しました。

やっぱり県のトップの言うことは違うね。私もそれから潜在意識というのは私も安易に帽子をかぶるということを考えていたけれども、すぐやめるわけにもいかんし、常日ごろ潜在意識を変えるように努力しながら今回もかぶっている次第でございます。

潜在意識は、ちょっと難しい話じゃないけれども、私の言うことですから簡単なんです。心というものは、ある器なんです。水は万物の器に全部順応する性質を持っています。だから、いい心構えというか、いい心を持つと、潜在意識を水とすれば、いい器にいい水がいい格好におさまるそうです。人間がよい

ことを考えればよい行いが起きると、そうある本に書いてありました。

私もこういうところへ出てきてでかい声でしゃべっていますけれども、私も改めています。まず、安易なことで人を怒らない。それと、人を少々の腹立たしさがあっても許す。それと、これは消防団員のときから守っていますけれども、挨拶ですね。私、それを常日ごろ取り組みやすいところからやっています。

そして、私は家庭では家事助手をやっています。うちの家内も定年退職で、再任雇用である個人病院へ勤めていますけれども、夜勤などして帰ってくると、すぐ横になって寝ている姿を見ると、これは元気な俺がするしかないなと思っ

て茶わんを洗ったり何だりしていますけれども。これはこっちにおいといて。そういうわけで、ここにおいでる町長を初め職員も切磋琢磨されていると思うけれども、潜在意識を変えるということは大きく能登町を変えるような力になるんじゃないか。

これは皆さんも聞いたことがあるか知りませんが、3年ほど前、あるラジオの番組で聞きました。あるご夫婦が子供を連れてあるまちへ転勤で来たそうです。そこのお母さんは、新しいまちへ行くんだし、私のこれから住むまちに何か貢献できんかなと。そう考えながら町内の美化運動というか、ごみ拾いとかそういうのを努めて率先してやったわけです。すると3日もすると地域の人から白い目で、あの奥さんは何かして目立とうと思ってとか、いろんなやゆする言葉を耳にしたそうです。そこで、やめようかなと思ったけど、だけど私も決心して来たからには何を言われても続けようと、そう決心して続けていたそうです。すると3カ月か4カ月してから1人2人手伝う人が出てきたそうです。私と一緒に手伝う人がいてうれしいなど。そして半年もすると、かなりの人数が美化運動に出席されたそうです。そして1年もすると、その町内が町内全体で美化運動をやるようになったそうです。

私は、このラジオ放送を聞いて、物事は全てこうなんだなど。初めやるときは大変勇気が要るし、つらいものがあるかしらんけれども、要するに、この奥さんも潜在意識改革したんです。

だから、能登町職員の中に立派な課長さんもおいでますけれども、私は誰とは言いませんけれども、こうして登庁すると、こちらから挨拶しても答えが返ってこない、そういう職員がおるのも事実です。私、別に責めませんよ。その人のことだから。だけど、今私が言っているような一人一人が意識改革、いいほうの意識改革をしていくと、私はすばらしい町となると思います。

そこで、今、能登町の職員に一番必要なものは意識改革であると認識している。そこで、町長のご所見をひとつはつきりとお答えいただきたいと思います。

**議長（河田信彰）**

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは、向峠議員の質問に答弁させていただきますが、潜在意識というのは、私たちのふだんの行動や思考、意思決定に大きく関与するものだと思っております。議員がおっしゃるとおり、潜在意識がよくなれば行動や考え方も変わり、おのずと勤務態度も変化していくのかなというふうに思っております。

当町では、第2次能登町人材育成基本方針にのっとり、採用時から初任者研修等で服務規律などを学び、順位が上がるごとにその順位にふさわしい職員となるための研修を、その他に公務員として持つべき知識を習得させるための研修を繰り返し開催、あるいは受講させております。さらには、石川県や自治大学校など長期派遣研修を行うことで、能登町だけにとらわれず広い視野に立つて行動できる職員を育成してまいりたいというふうに考えております。

平成31年度においては、さらに研修の機会をふやすとともに、職員の昇格要件であります人事評価において、これまでの業績評価と能力評価に加えまして職員服務規程にあります積極性、責任感、規律性、協調性などの勤務態度評価を加えたいというふうに思っております。

また、各職場においては管理職員を中心に服務規程の遵守や接客、接遇の指導を徹底しまして、能登町職員として能登町に貢献し、そしてよりよい住民サービスが提供できる職員の育成に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

### 議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

#### 11番（向峠茂人）

役場職員でなく町民全体がそういう意識行動に動いていただければ大変よろしいかと思っておりますけれども、だけど、まず初め、町長以下職員が町民の先頭に立って潜在意識を変えていかなければならないかなと思います。

私もここで大口をたたいた以上、ここにおいでる課長さんたちも私に注目することがふえてくるかと思っております。私は守りますよ。実行しますので。

それと、午前中の質問に児童虐待、詐欺の話がありましたが、最近のテレビ報道を見ていると、きのう、おとといやったかね、我が子を蹴っ転がして踏んで、何考えておるのかと思って。それと、アポ電話ですか、詐欺。世の中は労せずして金をもうけることばかり考えている。そうかと思えば、拾った財布を警察に届けるいい面も日本人は持っているんですけども、この人たちに

潜在意識を変えてもらわんと大変困るなど。

そこで、児童虐待や詐欺に罪を染めている人たち、ふらちな悪行三昧、これは桃太郎侍にひとつ成敗してもらわんと弱るなど、そう思うくらいです。人間、一回しか生きられないんです。人にばかよちゃんよと言われるより、よかったな、いい人やったなど、そう終わるのが人の道の生き方かなと、私はそう考えます。

そういうわけで、町民全体が潜在意識を変えて、名目ともに「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまち」づくりに邁進していけばなと思います。

そういう意味で、議場におられる皆さん、私の言ったことがいいとか悪いかは抜きにして、一つでも気のつくところがあったら意識改革をして、新しい年号にふさわしい行動をしていきたいと思うのです。そういう意味で、こういう質問をさせていただきました。

ちょっと時間足らずで、つたない質問になりましたけれども、これで平成最後の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

#### 議長（河田信彰）

以上で、11番 向峠茂人君の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、あす3月13日を休会といたしたいと思えます。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### 議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### 休会決議について

#### 議長（河田信彰）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

あす3月13日を休会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (河田信彰)**

異議なしと認めます。

したがって、あす3月13日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、3月15日午後1時30分から会議を開きます。

**散 会**

**議長 (河田信彰)**

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

**散 会 (午後2時23分)**

## 開 会（午後1時30分）

### 開 議

#### 議長（河田信彰）

ただいまの出席議員数は14人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 議案上程

#### 議長（河田信彰）

日程第1、議案第5号「平成31年度能登町一般会計予算」から日程第44、議案第48号「請負契約の締結について」までの町長提出議案44件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員長の報告を求めます。

### 委員長報告

#### 議長（河田信彰）

総務産業建設常任委員会委員長 國盛孝昭君。

#### 総務産業建設常任委員長（國盛孝昭）

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査の結果について、ご報告いたします。

議案第5号 平成31年度能登町一般会計予算歳入及び所管歳出

議案第12号 平成30年度能登町一般会計補正予算（第6号）歳入及び所管歳出

議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第25号 能登町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について  
 議案第26号 能登町海洋教育研究施設設置条例の制定について  
 議案第27号 能登町基金条例の制定について  
 議案第28号 能登町特別会計条例の一部を改正する条例について  
 議案第29号 能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について  
 議案第30号 能登町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について  
 議案第31号 能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 能登町山村開発センター条例の一部を改正する条例について  
 議案第33号 能登町観光施設条例の一部を改正する条例について  
 議案第42号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 議案第43号 字の区域及び名称の変更について  
 議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
 議案第46号 能登町過疎地域自立促進計画の変更について  
 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について  
 議案第48号 請負契約の締結について
- 以上21件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
 以上をもって報告を終わります。

### 議長（河田信彰）

次に、教育厚生常任委員会委員長 田端雄市君。

### 教育厚生常任委員長（田端雄市）

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

- 議案第5号 平成31年度能登町一般会計予算所管歳出  
 議案第6号 平成31年度能登町国民健康保険特別会計予算  
 議案第7号 平成31年度能登町後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第8号 平成31年度能登町介護保険特別会計予算  
 議案第9号 平成31年度能登町下水道事業特別会計予算  
 議案第10号 平成31年度能登町水道事業会計予算  
 議案第11号 平成31年度能登町病院事業会計予算  
 議案第12号 平成30年度能登町一般会計補正予算（第6号）所管歳出  
 議案第13号 平成30年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）



- 議案第14号 平成30年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 平成30年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 平成30年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成30年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 平成30年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 平成30年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第20号 平成30年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第21号 平成30年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第34号 能登町多目的交流センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 能登町認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 能登町ホームヘルパー派遣条例を廃止する条例について
- 議案第37号 能登町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 能登町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

以上25件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

#### 議長（河田信彰）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

#### 質 疑

**議長（河田信彰）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

## 討 論

**議長（河田信彰）**

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

## 採 決

**議長（河田信彰）**

これから、採決を行います。  
議案第5号「平成31年度能登町一般会計予算」  
以上1件に対する委員長報告は、原案可決です。  
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（河田信彰）**

ご着席ください。  
起立全員であります。  
したがって、議案第5号の以上1件は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 6 号から議案第 11 号までの 6 件を一括して採決します。  
お諮りします。

議案第 6 号「平成 31 年度能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第 7 号「平成 31 年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第 8 号「平成 31 年度能登町介護保険特別会計予算」

議案第 9 号「平成 31 年度能登町下水道事業特別会計予算」

議案第 10 号「平成 31 年度能登町水道事業会計予算」

議案第 11 号「平成 31 年度能登町病院事業会計予算」

の以上 6 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

### 議長 (河田信彰)

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第 6 号から議案第 11 号までの以上 6 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第 12 号から議案第 21 号までの 10 件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第 12 号「平成 30 年度能登町一般会計補正予算 (第 6 号)」

議案第 13 号「平成 30 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)」

議案第 14 号「平成 30 年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)」

議案第 15 号「平成 30 年度能登町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)」

議案第 16 号「平成 30 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)」

議案第 17 号「平成 30 年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)」

議案第 18 号「平成 30 年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)」

議案第 19 号「平成 30 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 (第 2 号)」

議案第 20 号「平成 30 年度能登町水道事業会計補正予算 (第 1 号)」

議案第 21 号「平成 30 年度能登町病院事業会計補正予算 (第 1 号)」

の以上10件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

### 議長 (河田信彰)

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第12号から議案第21号までの以上10件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第22号から議案第46号までの25を一括して採決します。

お諮りします。

議案第22号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第23号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第24号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第25号「能登町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について」

議案第26号「能登町海洋教育研究施設設置条例の制定について」

議案第27号「能登町基金条例の制定について」

議案第28号「能登町特別会計条例の一部を改正する条例について」

議案第29号「能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」

議案第30号「能登町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」

議案第31号「能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」

議案第32号「能登町山村開発センター条例の一部を改正する条例について」

議案第33号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」

議案第34号「能登町多目的交流センター条例の一部を改正する条例について」

議案第35号「能登町認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例について」

議案第36号「能登町ホームヘルパー派遣条例を廃止する条例について」

議案第37号「能登町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について」

議案第 38 号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」

議案第 39 号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

議案第 40 号「能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 41 号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 42 号「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」

議案第 43 号「字の区域及び名称の変更について」

議案第 44 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

議案第 45 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

議案第 46 号「能登町過疎地域自立促進計画の変更について」

以上 25 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### 議長 (河田信彰)

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第 22 号から議案第 46 号までの以上 25 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第 47 号「公の施設の指定管理者の指定について」

以上 1 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### 議長 (河田信彰)

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第 47 号の以上 1 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第 48 号「請負契約の締結について」

以上1件に対する委員長報告は、原案可決です。  
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（河田信彰）**

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第48号の以上1件は、委員長報告のとおり可決されました。

休 憩

**議長（河田信彰）**

ここで、しばらく休憩いたします。

議席にて待機をお願いします。(午後1時53分)

再 開

**議長（河田信彰）**

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時55分再開)

**議長（河田信彰）**

本日、田端雄市君外1名から、発議第1号「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書」及び発議第2号「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書」の2件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、それぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

よって、発議第1号「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書」を日程に追加し、追加日程第1、発議第2号「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第

2として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

### 追加議案上程

#### 議長（河田信彰）

追加日程第1、発議第1号「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書」及び追加日程第2、発議第2号「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書」の2件を議題とします。

### 提案理由の説明

#### 議長（河田信彰）

提案理由の説明を求めます。

4番 田端雄市君。

#### 4番（田端雄市）

ただいま上程されました発議第1号の提案理由の説明を行います。

発議第1号「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書」の提出につきましては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画が発展途上国（WFP）に食糧を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、次のとおりの事項について真摯に取り組むことを強く求める。

1、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロス

の削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。

2、商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。

3、賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上であります。

続いて、発議第2号の提案理由の説明を行います。

発議第2号「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書」の提出につきましては、妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされます。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設されました。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されております。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題があります。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保障医療審議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することといたしました。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、次のとおりの事項に取り組むことを求めるものであります。

1、医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。

2、保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。

3、妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上でございます。

以上2件の発議を行います。

皆様の、提案の趣旨をご理解いただき、採択をよろしく願いたします。



**議長（河田信彰）**

以上で提案理由の説明が終わりました。

## 質 疑

**議長（河田信彰）**

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 討 論

**議長（河田信彰）**

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

## 採 決

**議長（河田信彰）**

これから、採決を行います。

お諮りします。

発議第1号「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書」及び発議第2号「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書」の2件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（河田信彰）**

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、発議第1号及び発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第1号及び発議第2号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

**休会決議について**

**議長（河田信彰）**

日程第45「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

あすから、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

したがって、あすから、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、平成31年第2回能登町議会3月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

**閉会の挨拶**

**議長（河田信彰）**

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

平成31年第2回能登町議会3月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

3月6日より開会されました、このたびの定例会議におきましては、平成31年度能登町一般会計予算を初め多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なる御審議を賜り、いずれも原案どおり可決、ご同意をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

ここに成立を見ました平成31年度当初予算につきましては、新年度から着実に執行させていただき、町政の一層の伸長と町民生活の向上に寄与してまいりたいと考えております。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見等につきましては、これを真摯に受けとめ、今後の町政運営に適切に対応してまいりたいと思っております。

さて、最近の全国の経済情勢であります。財務省が発表している全国財務局管内経済情勢報告によりますと、個人消費や生産活動は好調または堅調に推移しているとともに、雇用情勢も有効求人倍率が高水準で推移するなど、全体的には引き続き改善している状況となっております。

また、石川県の経済情勢では、平成31年1月期で「回復している」と報告されており、北陸新幹線の金沢開業をきっかけに観光客が増加し、さまざまな分野の産業にその効果が波及していることが要因の一つと考えられます。実際に直近の有効求人倍率では、石川県は全国でも6番目に高い1.99倍と、北陸新幹線金沢開業時の2015年3月の有効求人倍率1.54倍を大きく上回り、雇用情勢には明るい兆候が見られます。

しかし、当町を含む奥能登では有効求人倍率が1.48倍と全国平均を下回っており、特に地方経済においては「実感なき景気の拡大」とも言われております。

当町でも、働き場があっても働き手がないなど、若年層を中心とした人材不足が景気の底上げを阻む大きな課題となっており、今後、均衡ある景気の拡大を期待するところであります。

また、ことしは、国内においても町内においても一つの大きな節目を迎える年であります。

本年4月30日には天皇陛下がご退位され、皇太子殿下が翌5月1日にご即位されます。これまでの平成天皇の功績に奉祝し、衷心より感謝申し上げますとともに、新しい元号、新時代の幕あけを国民の一人として皆さんと一緒に祝福し、喜びを分かち合いたいと思っております。

そして、町内においては平成17年の合併以来、計画的かつ堅実に進めてまいりました合併協定の集大成ともなる新統合庁舎及び柳田、内浦の両総合支所

が完成いたします。新庁舎の落成、スムーズな行政運営の移行に向けてしっかりと準備をしていき、町民の皆様への期待に応えられるよう、職員一丸となってサービスの向上に努めてまいります。

結びに当たりまして、4月からは新しい生活がスタートいたします。新たに小中学校や高校、大学に入学される児童生徒、また新社会人となる方は期待と不安など、いろんな感情が交錯しているころだと思います。

アメリカ合衆国第16代大統領のリンカーンの言葉で、「意志のあるところに道は開ける」という言葉があります。物事は諦めたら終わり、何ごとも意志を持つことから始まり、そこから道は開けてくるという意味です。

最初から諦めるのではなく、まずは足を踏み出すことから始め、一日でも早く、地に足がついた目的ある生活を送っていただきたいと思います。

今後も議員の皆様を初め町民の皆様のご健康とご多幸、そしてますますのご活躍をお祈りいたしまして、3月定例会の閉会に際しましてのご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

## 散 会

**議長（河田信彰）**

以上で、本日は散会します。

起立。

（一同起立）

**議長（河田信彰）**

皆さん、ご苦労さまでした。

散 会（午後2時12分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

平成31年3月15日

能登町議会議長 河田信彰

会議録署名議員 市濱 等

会議録署名議員 小路政敏